

令和6年度（2024年度）第4回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年7月26日（金）午後1時30分開会  
場 所：北海道第二水産ビル 3階3S会議室

## 1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻を若干過ぎてしまいましたが、ただいまより令和6年度第4回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会はオンラインを併用する対面形式での開催としており、委員総数15名中、会場出席が澁谷会長、白木委員、松島委員の3名、オンラインでの出席が8名、合わせて11名の委員に参加いただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立していることをご報告させていただきます。

### ◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、資料は会議次第、委員名簿のほか、資料1については1のみ、資料2と資料6は1と2、資料3と資料4は1から4、資料5、資料7、資料8、資料9は1から3となっております。

配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は9件で、全て風力発電の審議となっております。

議事の個別説明は省略いたしますが、議事の（1）及び（2）はそれぞれの図書の1回目の審議となりますので、事業者にご出席をいただき、事業概要の説明及び委員からの質疑への対応を行っていただきますので、ご承知おきください。

また、議事の（3）及び（4）については、答申文案のたたき台を含め、皆様にご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

では、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○澁谷会長 それでは、これより議事（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）小平町風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件は1回目の審議となりますので、先ほど説明がありましたとおり、事業概要の説明を事業者であるENEOS リニューアブル・エナジー株式会社からお願いいたします。

○事業者（環境管理センター） よろしく申し上げます。

それでは、本件の環境アセスメントを担当いたしました環境管理センターの渡邊より配慮書を用いて説明をさせていただきます。

まず、事業内容につきまして、配慮書の4ページをご覧ください。

本事業の事業実施想定区域につきましては、小平町西側の丘陵地上に計画をしております。

発電所の出力としましては約8万5,400キロワット、風力発電機は最大17基を設置する計画としております。

本事業は、第1種事業に関わる環境影響を受けると想定される範囲として小平町と留萌市を関係市町としております。北側の苫前町につきましては、ご相談したところ、それほど影響が出ないであろうということで関係市町には入らないといった状況でございます。

続きまして、風力発電機の諸元につきまして、配慮書の10ページをご覧ください。

風力発電機ですが、ローター直径は約140メートルから160メートル、ハブ高さは100メートルから110メートル、最高高さは約170メートルから190メートルを計画しております。変電設備につきましては現在検討中となっております。

続きまして、事業実施想定区域の検討フローについてですが、配慮書の13ページから26ページにお示ししております。13ページに検討フローとして記載をしておりますが、検討範囲の設定に当たり、風況や既存道路の整備状況、また、法令等の規制を受ける自然公園や鳥獣保護区、生活環境の保全上、留意が必要な地域等を勘案しまして事業実施想定区域の絞り込みを行っております。

続きまして、周辺の他事業についてですが、配慮書の28ページをご覧ください。

本件の事業実施想定区域が位置する小平町に大型の風力発電機の設置はありません。最も近いところで、5キロメートル以上は離れておりますが、南側の留萌港三泊地区に風力発電機が2基設置されております。

続きまして、第3章の事業実施想定区域及びその周辺の概況について概略的に説明をさせていただきます。

まず初めに、動物の注目すべき生息地についてですが、配慮書の70ページにその範囲をお示ししております。

事業実施想定区域周辺につきましては、道指定鳥獣保護区としまして小平町本郷公園鳥獣保護区が指定されている状況となりますが、国立・国定公園や道立自然公園地域などは存在していません。

続きまして、59ページにセンシティブティマップの注意喚起メッシュ及び重要種の分布状況をお示ししております。事業実施想定区域が位置します小平町の日本海側に面した地域についてですが、南北にオジロワシ、オオワシの生息が確認されております。

続きまして、60ページと61ページに集団飛来地と鳥類の渡りルートをお示ししております。集団飛来地についてですが、事業実施想定区域が位置するメッシュ及びその周辺のメッシュには分布がございませんが、南側の増毛町にかかる地域に海ワシ類の集団飛来地が確認されております。

鳥類の渡りルートにつきましては61ページにお示ししておりますが、オオハクチョウ

やマガンなどの水鳥、また、右下の海ワシ類についても日本海側を南北に移動するようなルートが確認されております。

続きまして、植物について、79 ページをご覧ください。

まず、重要な植物群落の位置図を 79 ページにお示ししております。

植生自然度 10 や植生自然度 9 のような重要な植物群落に該当するような種ですが、事業実施想定区域内において、植生自然度 10 についてはササ群落(Ⅳ)、オオヨモギーオオイタドリ群団、ヨシクラスが、また、植生自然度 9 については、トドマツーミズナラ群落、エゾイタヤーミズナラ群落、ハルニレ群落、ヤナギ高木群落(Ⅳ)、ヤマハンノキ群落、ヒメヤシャブシータニウツギ群落が確認されております。

続きまして、景観について、208 ページをご確認ください。

図面に事業実施想定区域及びその周辺の主要な眺望点及び可視領域をお示ししております。209 ページに風車までの最短距離や垂直見込角等の情報を表にて整理しております。事業実施想定区域に最も近い地点は西側でございます望洋台スキー場です。こちらは日本海側に面した眺望点となっておりますが、最も近い風力発電機からは約 1.4 キロメートルといった位置関係で、垂直見込角は最大 15.2 度と非常に大きな値となっております。

続きまして、人と自然との触れ合いの活動の場について、96 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況としましては、おおむね事業実施想定区域外の西側に集中しております。先ほど出ましたスキー場やキャンプ場、サイクリングコースが日本海の海岸線に沿って分布しております。

続きまして、住居等の配慮すべき施設の分布状況についてですが、154 ページに分布の図面を、そして、155 ページに距離関係にお示ししております。

主要な施設の分布についてですが、事業実施想定区域の南西側の小平町の市街地におおむね集中しており、こちらに保育施設や教育施設などが集まっております。

事業実施想定区域から最も近い住居ですが、東側の 500 メートルの範囲内に 1 軒ございまして、おおむね 100 メートル程度の距離関係となっております。

続きまして、計画段階配慮事項の選定及び非選定の理由についてですが、149 ページに選定の結果の表をお示ししてございます。

まず、影響要因の区分についてですが、工事の実施に伴う環境影響は方法書以降の手続で取り扱うものとし、全て選定しておりません。土地または工作物の存在及び供用に関する項目につきましては参考項目として指定される騒音や風車の影といった一般的な項目を選定しておりますが、その他の環境の地形及び地質につきましては事業実施想定区域内に重要な地形及び地質が既存地表調査上で確認されなかったことから選定はしておりません。

続きまして、累積的な影響の調査についてですが、事業実施想定区域周辺には大型の風力発電機の配置が確認されなかったことから、配慮書段階では調査等は行っておりません。

最後に、各配慮事項の評価結果について 153 ページ以降にお示ししており、評価の結果

のまとめとして、概略の表を 216 ページから 218 ページにお示ししております。

人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、そのエリアが事業実施想定区域内には存在していないことから、直接的な改変はなく、重大な影響の可能性はないものと考えておりますが、そのほかの騒音・超低周波音、風車の影、動植物、生態系、景観につきましては重大な影響の可能性があると評価しております。

こちらについては、今後の環境影響評価における現地調査等を踏まえ、風力発電機の配置や基数、改変区域等の事業計画を検討することにより、重大な影響の回避または低減が可能であるものと評価いたします。

配慮書の概要についての説明は以上となります。

○**澁谷会長** 続きまして、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（下田主事）** 関係資料が資料 1 のみとなっております、この資料に沿って説明させていただきます。

まず、2 ページの質問番号 2-2 をご覧ください。

緑化に関する質問で、ヤードの造成等で緑化をすると思いますが、方法書で示していただけるのか、在来種を用いた復元緑化をするのが望ましいが、日本緑化工学会が提言しているようなガイドライン等を参考に検討していただけるのかを事業者に質問しました。これに対して、事業者から、ヤードの造成や造成後の緑化等の工事の詳細については現在検討中であり、方法書以降の手続にて参考とする文献を含め、提示しますとのことでした。種の選定については資料に記載のガイドラインを参考に検討してまいりますとのことです。

続いて、5 ページの質問番号 4-4 をご覧ください。

専門家ヒアリングにおいて、海岸線から 2 キロメートル以内はオジロワシが飛翔ルートとして利用する可能性が高いため、事業実施想定区域の絞り込みには十分に留意することと提示されていますが、現在の事業実施想定区域が海岸線から何キロメートルのところに位置しているのか、また、方法書段階で 2 キロメートル以上の離隔距離が取られるように区域を絞り込む予定としているのか、事業者に質問をしました。これに対して、事業者から、事業実施想定区域の外周から海岸線までは最短で約 0.9 キロメートルであり、今後の方法書段階における区域の絞り込みに際しては海岸線から 2 キロメートル以上の離隔距離を確保できるよう検討するとのことでした。

続いて、二つ下の質問番号 4-6 をご覧ください。

専門家ヒアリングにおいて、事業実施想定区域北東部のエゾイタヤミズナラ群落や区域北西部のヤナギ高木群落がこの地域では重要な植生と考えられるとあり、事業者の対応としては、可能な限り回避または低減できるよう、早期に事業計画へ反映するとしていますが、具体的にはどの段階で計画に反映する予定かを質問しました。これに対して、事業者から、今後の方法書以降の手続において、有識者等の助言を踏まえた上で適切な現地調

査を実施し、植生の詳細な位置等を把握できた段階で事業計画へ反映する考えであり、当該範囲の変更を避けられるよう、優先順位を高いものとして取り扱う考えであるとの回答でした。

最後に、その下の質問番号 4-7 の①をご覧ください。

景観の評価結果で、事業実施想定区域とその周辺の樹林等による遮蔽により景観変化の程度は予測結果より低減されるものと想定していますが、望洋台スキー場など、圧迫感を受けるような垂直視野角の眺望点でも樹林等での遮蔽のみで影響を低減できるのか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、樹木等による遮蔽が生じることにより予測結果よりも影響が低減されるものと考えてはいますが、この遮蔽のみで影響を十分に低減できるものとは考えておらず、詳細な予測結果及びそれに対する影響の低減については、準備書以降の調査、予測、評価の結果を踏まえて検討する方針であるとのことでした。

本事業についての説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後にメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、よろしくお願いいたします。

**○澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からのご質問やご意見を願います。

**○大原委員** 2 ページの質問 2-1 の 2 の目的のところ、カーボンゼロやゼロカーボンシティーというのはいいのですが、やっぱりネイチャーポジティブとのバランスにもぜひとも配慮していただければと思います。

次の方法書、準備書等ではそのあたりをもう少し具体的に書いていただくと、両輪でやっている事業だということがきちっと分かると思いますので、ぜひとも配慮をお願いできればと思います。

もう一点ですが、資料 1 の文献その他の資料一覧の 11 番に河川水辺の国勢調査とあります。昆虫のところはリストで分布が丸と書いてあって、その下の 12 番については検索抽出条件と書いてあるのですが、11 番については特に検索抽出条件がなくて、どういうところを選んだのかが具体的によく分からないかなと思いました。このあたりはトレースできるような記載をしていただければと思います。

**○澁谷会長** 今の件につきまして事業者から何かございませんか。

**○事業者（ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社）** 一つ目の方法書以降でネイチャーポジティブについてももう少し具体的に記載するようというご助言に関しては、弊社としても考えておりました、方法書以降のところ記載させていただくようにいたします。

二つ目に関しては、環境管理センターから回答させていただきます。

○事業者（環境管理センター） 検索条件につきましては事前に道庁様とも協議をした中で分かりやすい記載をするようにという話をいただいております。北海道の環境データベースのみこのような書き方となっておりますが、いずれの資料につきましても資料の取りまとめの範囲や整理の仕方が分かりやすくなるよう、方法書以降で記載を改めたいと思います。

○澁谷会長 ほかにご質問等はございませんか。

○松島委員 景観のことで少々お伺いします。

予測される垂直見込角が大きいところが多くて、眺望景観への重大な影響の可能性が示唆されるということですが、場所の選定で垂直見込角を全て基準内に収めるのは結構難しいと思うのです。もし見込み角の低減が見込めない場合、どういった景観への配慮を行うのか、あるいは、オーバーした分の影響はないという確証をどのように得るのか、お伺いできればと思いました。

○事業者（環境管理センター） まず、208 ページと 209 ページに記載させていただきました眺望景観の変化の程度の予測結果につきましては、垂直見込角が一部大きなものとなっておりますが、この予測時点では地形をフラットで考え、単純に距離で計算して、遮蔽がない場合、この程度の垂直見込角となるということで、最も大きな数字が出るような予測を行っております。

今後、現地調査を踏まえまして、実際に樹木や建物等の遮蔽も考慮して垂直見込角を予測しまして、非常に大きな影響が出そうなところにつきましては、町や施設の管理者等ともコミュニケーションを取りながら、どの程度の影響の回避、低減が必要となるか、保全措置について検討していきたいと考えております。

ブラインドの設置や遮蔽の具体的な検討等はまだできていないのですが、そのような考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○松島委員 一つご提案です。

これからフォトモンタージュ等を作成されると思いますが、住民説明会などの場でそういった写真を提示していただいて、地域の皆さんがそれをどのように感じるか、感想等でも結構だと思うので、伺っていただくと、その影響がある程度把握できるのかと思いました。A4 判サイズぐらいの印刷した写真を見せていただくと一般の方にも伝わりやすいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事業者（環境管理センター） ご意見をありがとうございます。今後の手続にのっとり住民からの意見については適切に聴取していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、先崎委員、お願いします。

○先崎委員 1 次質問の質問番号 4-4、質問番号 4-5 についてです。

今の事業実施想定区域が海岸線から最短で 0.9 キロメートルであること、オジロワシの繁殖地が事業地に含まれているということでした。海岸からは 2 キロメートル離れたほう

がいい、もしくは、オジロワシに関しては500メートルでしたか、3キロメートルでしたか、正確には覚えていないのですが、巣から離れたほうが良いという基準があります。その点を早いうちから考慮し、事業地の絞り込みをやったほうが良いと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○事業者（環境管理センター） 資料1で確認しておりますが、前倒し調査を実施している場合はその内容をということへの事業者回答のところ、希少猛禽類の調査については今年の1月から実施しております。また、猛禽類につきましては有識者ヒアリングをさせていただきまして、こちらの地域でオジロワシの生息情報があるということをご参考とさせていただきながら、現在、調査を進めているところでございます。

具体的なお話はなかなか難しいのですが、海沿いでは、オジロワシを含め、海ワシ類の移動が多く確認されておりますし、事前に情報のあった繁殖地についても現段階で既に確認ができております。このような状況も含め、方法書以降での区域の絞り込み、風力発電機の位置の選定、離隔距離等の検討を重ねていきたいと考えております。

○先崎委員 その際にはデータも大事だと思うのですが、これまで出されている離隔距離を参考にされるといいますか、500メートルとか数キロメートルというものがあるのですが、それに従って計画するというところでよろしいですか。

○事業者（環境管理センター） マニュアルにある距離ももちろん参考とさせていただくとともに、行動圏の解析等も踏まえ、実際にどちらの方角をオジロワシなどの希少猛禽類がよく利用しているかなどもしっかりと把握しながら風力発電機の配置については検討していきたいと考えております。

○先崎委員 調査に従ってということですが、やはり十分な期間の調査が必要ですので、その点を踏まえての実施をご検討ください。1年や2年だと十分なデータが取れない可能性があります。過度にデータだけに頼らず、指針があるものは安全側になるように実施を検討していただきたいと思っております。

もう一つは、夜間の渡り鳥についてです。

これは方法書ではないのですが、日本海側というのは結構いろいろなものが通っていて、衝突リスクも結構高いはずですが、それに対して、方法書に向けて調査手法をしっかりと設計し、やっていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○事業者（環境管理センター） まず、1点目の調査結果に頼り過ぎずということについては、ご指摘のとおり、ガイドラインもしっかりと参考にさせていただきながら検討したいと思っております。

また、渡り鳥の調査についてです。

最近の北海道内の方法書の調査仕様等もよく確認させていただいておりますが、恐らく地域によって様々な出方があるかと思っておりますので、方法書を検討する際に有識者ヒアリング等もさせていただきながら詳細な仕様を詰めていきたいと考えております。

○澁谷会長 ほかにございませんか。



○松島委員 景観について、夜景、夜の景観についてです。

周りにあまり障害物がないところだと夜に星空を見られる方がおられるのではないかと想定されるのですが、夜間の星座の観察など、そういったことの把握、あるいは、配慮についてはどのようなことを予定されているのか、お聞かせをいただければと思います。

○事業者（環境管理センター） ご指摘のあった夜景、星空を見るような地点につきましては、配慮書の 208 ページでお示ししております。計画地に近いところだと、望洋台のキャンプ場辺りが海沿いの高台となっておりまして、南側の小平町市街地を望むような地点があります。また、ちょっと遠くなるのですが、事業実施想定区域から 10.9 キロメートルのラインにかかる南側の 14 番の千望台の辺りが非常に有名な夜景のスポットとなっております。

こういったところに対する風力発電機の介在があるかどうかをこのアセスメントの図書の中でどのように取り扱うかという具体的な検討にはまだ至っていないのですが、町にはそういった報告をしっかりとできるように把握したいと考えております。

夜景が見えるような地点ですが、市街地に近い比較的明るいところはやや星空が見えづらい状況です。逆に、星空を見られるような地点は、もっと内陸の 15 番のおびらしべ湖辺りで、人の往来もなく、星空を見るには非常にいいポイントとなっておりますが、こちらは計画地からも比較的離れておりますので、恐らくそれほど影響はないかなと考えております。

ただ、今後の現地調査を進めながら把握していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○澁谷会長 私からも 1 点です。

現在、風車の配置が示されているわけではないですが、一番近接している住宅までが 100 メートルということで、さすがにちょっと近過ぎるかなという感じがします。今後、事業実施想定区域の見直し、あるいは、風車の配置を工夫することによってできるだけ離隔距離を取るようお願いできればと思いますので、ご検討ください。

○事業者（環境管理センター） ご指摘のとおり、区域から一番近いところで 100 メートルとなっております。この事業で林道を活用するという点を考慮する際にどの林道を使用できるかも含めて事業実施想定区域の線を広く引いた結果、かなり近いエリアとなっておりますが、風力発電機等の配置については十分な離隔距離が取れるよう検討してまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言なし）

○澁谷会長 それでは、ほかにご意見等がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

それでは、事業者の皆様はご退席をお願いします。どうもありがとうございました。

続きまして、議事（2）に移ります。

本日が1回目の審議となる稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）環境影響評価方法書についてです。

本件も1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である王子グリーンリソース株式会社からお願いいたします。

**○事務局（王子グリーンリソース株式会社）** 王子グリーンリソースの入江と申します。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事業概要についてご説明いたします。

方法書の表紙の次にあります「はじめに」のページをご覧ください。

こちらに記載しましたとおり、本事業は、稚内市タツナラシ山にあります弊社の親会社に当たる王子ホールディングス株式会社の所有地を活用した風力発電事業となります。

事業計画地の位置は、こちらの図に示したとおりです。

続いて、1ページをご覧ください。

我々事業者は、王子グリーンリソース株式会社となります。

続きまして、4ページをご覧ください。

事業の名称は稚内タツナラシ山ウィンドファーム、発電所出力は6万4,500キロワット程度を予定しており、4,300キロワット程度の風力発電機を最大で15基設置する計画としております。現時点で想定している風力発電機の設置位置は、方法書の6ページから7ページに記載しております。

続いて、20ページをご覧ください。

風力発電機は、ハブ高さで78メートルから135メートル程度、ブレードの上端が地上から119メートルから200メートル程度のものを検討しております。

以上、簡単でございますが、事業の概要になります。

引き続き、コンサルからご説明させていただきます。

**○事業者（アジア航測株式会社）** コンサルを担当させていただいておりますアジア航測株式会社の金森と申します。

まず、対象事業実施区域の検討の経緯についてです。

図書の終わりのほうの381ページに図面でお示ししております。

こちらで青色の点線で示しているものが配慮書段階の事業実施想定区域で、赤色の実線で示している部分が今回の方法書の対象事業実施区域となります。全体として区域の絞り込みを行っておりますところと、風力発電機の配置計画につきましては、配慮段階では青色の細線で示した風力発電機設置想定範囲と示していたところ、今回、風力発電機の設置想定位置をお示ししております。こちらの設置想定位置を検討するに当たって、配慮書段階の風力発電機設置想定範囲外に南側の1基だけ配置することを想定しております。

次に、382ページで配慮書段階における計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度の比較ということで表を掲載しております。

基本的には区域の絞り込みを行っているところで、配慮書段階から環境影響の程度が低

減されているものとしております。また、風力発電機につきましては、南側の1基だけ配慮書段階の風力発電機設置想定範囲の外に設置することとしているのですが、384ページの図でお示ししておりますとおり、騒音と風車の影について、配慮段階で風力発電機設置想定範囲から2キロメートルの範囲を影響が生じる可能性のある範囲として設定させていただいたのですが、今回の方法書段階で風力発電機設置想定位置から2キロメートルの範囲を確認しましたところ、騒音及び風車の影によって影響が生じる可能性のある住居が新たに増えることはなく、逆に、区域の西側の住宅のほうが2キロメートルの範囲から除外されることとなりましたので、影響としては低減されている方向に向かっているものと考えております。

続きまして、周辺他事業の状況についてです。

今回は、方法書の30ページに飛ぶのですが、こちらに本事業の周辺の稼働中及び計画中の風力発電事業の位置をお示ししております。本事業の周辺には合計20事業の稼働中及び計画中の風力発電事業が存在しております。

続きまして、68ページの地域概況についてご説明させていただきます。

本地域は、海ワシ類、オジロワシ・オオワシ類の渡りルートが確認されている地域となっております。また、71ページにお示ししておりますとおり、オジロワシ、オオワシについては越冬期の利用も確認されております。

また、80ページにはセンシティブティマップをお示ししているのですが、対象事業実施区域の北側が注意喚起レベルA1になっておりまして、重要種として、チュウヒ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウが挙げられています。また、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、海ワシ類の集団飛来地となっているような地域となっております。

続きまして、86ページには現存植生図をお示ししております。

風力発電機設置想定位置の尾根部については、ササ群落を中心にエゾイタヤミズナラ群落、ササーダケカンバ群落、また、トドマツミズナラ群落が広がっておりまして、麓には黄色で大きく示しております牧草地が広がっている地域となっております。

続いて、96ページと97ページには重要な自然環境のまとまりの場を図でお示しております。

このうち、対象事業実施区域内にあるものとしては、保安林である水源かん養保安林及び防風保安林、また、植生自然度9、植生自然度10の植生であるエゾマツトドマツ群集、ササーダケカンバ群落（北海道）、ササ群落（Ⅱ）、トドマツミズナラ群落及びエゾイタヤミズナラ群落が対象事業実施区域内に含まれております。

続きまして、102ページには主要な眺望点を掲載しております。

眺望点は7か所ありまして、全て対象事業実施区域の北側に存在しております。

104ページには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置をお示ししております。5か所の2コースで合計7か所が周辺に存在しております。

続きまして、117ページには対象事業実施区域周辺の特に配慮が必要な施設の状況をお

示しております。

南側の 5.2 キロメートルのところと北側の 5.3 キロメートルのところそれぞれ小、中学校等の特に配慮が必要な施設が存在しております。

また、118 ページには住宅の配置の概況を示しております、風力発電機設置想定位置から最寄りの住居が約 1.2 キロメートルの位置に存在しております。

続きまして、第 6 章のご説明に移らせていただきます。

281 ページには環境影響評価の項目の選定状況をお示しております。

282 ページには環境影響評価の項目として選定する理由または選定しない理由をお示しております、非選定の項目としては、まず、建設機械の稼働に関わる水の濁りと有害物質についてです。本事業では海域におけるしゅんせつ工事は行いませんので、こちらは非選定としております。また、重要な地形及び地質につきましても対象事業実施区域内に存在しておりませんでしたので、非選定としております。283 ページの海域に生息、生育する動植物につきまして、本事業が陸域での計画ですので、こちらも非選定としております。284 ページの放射線の量につきましては、本事業の事業特性と地域特性を踏まえ、こちらも非選定としております。

続きまして、選定した各項目の調査、予測、評価手法についてご説明させていただきます。

290 ページから具体的な説明の文章が入っているのですが、まず、工事用資材の搬出入に関わる騒音についてです。

調査事項としては、道路交通騒音の状況、沿道の状況、道路構造及び当該道路における交通量に係る状況としております。

調査地点としては、293 ページにお示した 2 地点になります。区域の東側の稚内豊富線上で 1 点と西側の稚内幌延線上で 1 点のそれぞれ計 2 地点としております。予測につきましては、道路交通騒音の予測モデルによって等価騒音レベルを予測して評価を行います。

続きまして、294 ページからは建設機械の稼働に関わる騒音について記載しております。

こちらは、環境騒音の状況と地表面の状況を調査いたします。調査地点は 296 ページにお示した 3 地点になります。音の伝搬理論に基づく予測式により、等価騒音レベルを予測し、評価を行います。

続いて、297 ページからは施設の稼働に係る騒音及び超低周波音について記載しております。調査地点は 300 ページに図面でお示した 3 地点になります。3 地点で 3 日間掛ける春夏秋冬の 4 季で、残留騒音、環境騒音及び超低周波音の状況を確認いたします。

予測につきましては既存の一般的な手法で行ってまいります。また、周辺で他事業がありますので、累積的な影響についても予測評価を行う想定です。

続きまして、301 ページからは工事用資材等の搬出に係る振動について記載しております。こちらは、道路交通騒音と同じ調査地点において振動を測定する想定になっております。

続きまして、304 ページからは水質についての調査、予測、評価手法を記載しております。

水質についてですが、浮遊物質量と土壌の状況を調査いたします。水質の調査地点は 307 ページ、土壌の調査時点は 308 ページにお示ししておりますとおりで、水質については 8 地点、土壌については 2 地点で調査を行います。

なお、水質の調査地点につきましては文献調査に基づいた河川データから設定しておりますので、実際に現地に行ってみて、これ以上に河川等が確認された場合には追加で調査地点を設ける想定です。

続きまして、風車の影についてですが、土地利用の状況と地形の状況について調査を行います。調査範囲としては、風力発電機設置想定位置から 2 キロメートルの範囲として、311 ページにお示しした範囲を基本として調査を行う想定です。予測につきましては、時刻別日影図及び等時間日影図の作成により行ってまいります。

こちら、周辺他事業がありますので、累積的な影響について予測評価を行う想定です。

続きまして、312 ページからは動物の調査、予測、評価手法を記載しております。

こちらは、調査時点をご覧いただきながらご説明させていただければと思います。

319 ページに哺乳類の調査時点の図面を掲載させていただいております。こちらの 4 地点において自動撮影調査と捕獲調査を行います。また、点線で示している範囲内において、フィールドサイン調査と直接観察調査を行います。また、哺乳類だけでなく、両生類、爬虫類についても同じ範囲内で調査を行います。

320 ページではコウモリ類の調査地点を設定しております。区域の真ん中辺にある SM01 としているものが風況観測塔の位置になるのですが、高度別音声モニタリング調査ということで、バットディテクターを設置して調査を行います。また、BD01、BD02 につきましてもバットディテクターを設置して調査を行う想定です。

続いて、321 ページには一般鳥類の調査地点を掲載しております。

尾根上で約 500 メートル間隔で 7 地点を設定しているのですが、こちらでポイントセンサス法による空間利用調査を行いますのと、点線の範囲内で任意観察調査を行います。

322 ページには渡り鳥の調査の地点を掲載しております、対象事業実施区域の周囲で 5 地点を設定しております。

まず、区域の近くで MP01、MP02、MP03、MP04 を載せておりますのと、大沼のほうがガン・カモ類等の飛来地になっておりますので、こちらにも 1 地点を追加調査地点として設けております。

続いて、323 ページには猛禽類の調査地点を設定しております、対象事業実施区域の周囲で 5 地点を設定しております。

324 ページには昆虫類の調査地点を掲載しております。

こちらの調査地点においてピットフォールトラップとライトトラップによる調査を行いますのと、点線の範囲内において一般採集調査を行います。

325 ページに掲載している魚類・底生生物調査についても、水質と同様で8地点において調査を行う想定です。

続いて、326 ページからは植物の調査、予測、評価手法について掲載しております。

植物相については329 ページにお示ししている対象事業実施区域及びその周囲100メートルの範囲で調査を実施し、植生については対象事業実施区域及びその周囲250メートルの範囲で調査を行う想定です。

続いて、330 ページからは生態系の調査、予測、評価手法を掲載しております。

今回の生態系の上位性、典型性の注目種については332 ページに選定理由を記載しておりますが、上位性としてオジロワシ、典型性としてネズミ類を選定しております。

オジロワシについては先ほど申し上げた猛禽類調査の結果を活用して予測評価を行ってまいります。また、ネズミ類には335 ページに掲載しております10地点において標識再捕獲法によって個体数推定を行います。

続いて、336 ページからは景観の調査、予測、評価手法について掲載しております。

339 ページにお示ししている主要な眺望点が7地点、日常的な視点場として5地点の合計12地点で調査を行い、フォトモンタージュ等を用いて予測評価を行ってまいります。

340 ページには、人と自然との触れ合いの活動の場の調査、予測、評価手法を掲載しております。

343 ページに掲載しております図面のとおり、こちらの7か所において調査を行いまして、予測、評価をしてまいります。

最後に、344 ページは廃棄物になるのですが、産業廃棄物と残土についてそれぞれ事業計画を基に予測評価を行ってまいります。

以上、簡単ですが、ご説明となります。

**○澁谷会長** 続いて、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

**○事務局（石田係長）** 初めに、本事業に係る手続の経過についてのご説明でございますが、配慮書段階におきましては、昨年度に2回のご審議をいただいた後、知事意見を本年2月1日付で事業者宛てに発出したところであり、本方法書につきましては本日が1回目の審議となるところでございます。

それでは、資料2-1を用いまして、本事業に関する質問事項及び事業者回答について、何点か抜粋してご説明させていただきます。

まず、資料2-1の2ページの質問番号2-7をご覧ください。

こちらは、輸送ルート等と対象事業実施区域との接続場所や区域内における作業ルートの位置について質問しており、事業者回答としては、区域東側を走る稚内豊富線と、加えて、区域南側に位置するタツニウシュナイ川沿いの一般道の道路沿いのうち、対象事業実施区域と接する部分のいずれかから区域内に進入する計画とのこととございました。

また、区域内の作業道については、少なくとも主稜線上には造成することが考えられる

が、詳細は未定であり、準備書段階で示す考えである旨、回答されております。

次に、7ページの質問番号5-1をご覧ください。

配慮書に対する経済産業大臣の意見においては、本事業地の西側を流れる声間川はイトウの生息地であるほか、エゾホトケドジョウなどの重要な水生動物が生息している可能性があり、水環境及び水生動物への影響の回避または極力低減することとの意見がありましたが、本方法書段階においては魚類の専門家へのヒアリングを実施しておらず、魚類についてどのように知見を得ているのか、質問をいたしました。これに対して、事業者から、王子ホールディングス株式会社において、イトウの保全を目的に現地保護団体等と共同で猿払イトウ保全協議会を設立するなど、イトウの生息地としての重要性は事業者として認識しており、また、必要な調査を行う計画となっているものと考え、専門家への事前ヒアリングは行わなかったものの、今後につきましては、調査結果の妥当性や予測、評価の考え方について、専門家へのヒアリングを実施する考えである旨の回答がございました。

次に、13ページの質問番号6-20の②及び図書の307ページの水質調査地点位置図をご覧ください。

図書の307ページにありますとおり、対象事業実施区域の南側に位置するタツニウシュナイ川については、上流域のWP04とWP05に水質調査地点が設けられているところですが、その下流域には調査地点が設けられておらず、図で着色されていない南側の区域を集水域とするタツニウシュナイ川沿いの地点にも調査地点を設定しないのは妥当なのか、ご質問させていただきました。先ほど事業者からもご説明がありましたが、回答といたしましては、仮にタツニウシュナイ川に流下する小支流などの河川等が現地で確認された場合には、適宜、調査地点を追加設定する考えであるとのこととございました。

次に、15ページの質問番号6-30の①をご覧ください。

哺乳類のフィールドサイン調査など、動物の調査の踏査ルートが示されていないことについて確認したところ、事業者からは、特定の踏査ルートを定めておらず、調査日時点の植生の繁茂状況や安全性等を考慮し、可能な限りの範囲で踏査をする考えである旨の回答がございました。

なお、植物については、17ページの質問番号6-39となりますが、特定の調査ルートは定めていない旨、おおむね動物と同様の回答を受けております。

最後に、18ページの質問番号6-43をご覧ください。

景観に関する調査で、フォトモンタージュを活用したアンケートは実施されるのかを確認したところ、事業者からは、アンケートの実施は予定しておらず、予想手法については、風力発電機までの距離、垂直視野角等を表に整理する考えであるとのことでした。

簡単なお説明となりましたが、質問等の説明は以上とさせていただきます。

今後の予定でございますが、委員の皆様には2次質問の作成をメールにてご依頼したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 では、委員の皆様からのご意見やご質問をお願いいたします。

○白木委員 Q&A にも似たようなことがあったかと思うのですが、図書のほうがやりやすいので、そちらでもよろしいですか。

315 ページの鳥類に関わる手法の箇所についてですが、一般鳥類に関してポイントセンサスを行うということで、321 ページにポイントセンサスの位置が落としてあります。まず、このポイントですが、風車の付近で鳥類の生息状況を把握するという考え方自体はもちろいしいのですが、必ずしも半径 25 メートル以内にいつもここを使うような鳥類がいるとは限らず、やや離れた場所で生息している鳥類がここを使ったり、飛行して通ったりというようなことも十分にあります。

近年では、大体のポイントを予定地域内にある様々な植生区分を全て網羅するような形で、あるいは、地形なども考慮して全体像が把握できるように実施している場合が多いと思いますし、私は、尾根上だけではなく、それ以外の箇所に関しても多くのポイントを取るべきだと思うのです。それを補填するために任意観察調査を設けているのかなと思ったのですが、これは非常に広い範囲になります。その中で各季節に 1 回だけということなのです。

そこで、お願いというか、任意観察調査ではなく、ポイントセンサスの地点をより広い範囲の中に設けていただくほうがよいのではないかなと思うのです。いろいろな条件をカバーできるように設けていただくのがいいのではないかなということです。

それから、315 ページの上から 2 段目の渡りの調査についてです。春の渡り時期と秋の渡り時期ということで、春が 4 月から 5 月、秋が 9 月、10 月となっております。例えば、海ワシ類であれば春は 2 月の終わりから少なくとも 3 月にはもうかなり渡っていきまじし、秋の渡りであれば 11 月や 12 月も渡りの時期に入りますが、そうした時期が入っていないのはどうしてか、お聞きしたいと思います。

○事業者（アジア航測株式会社） まず、1 点目のポイントセンサス調査についてです。

ポイントセンサス法による空間利用調査は、高度別でどういった鳥類がどういう高度で飛翔しているかを観察することがメインのポイントになっておりまして、風力発電機の設置を想定している位置で行うのが妥当であろうということで、主に主稜線上にポイントを置いております。

また、当初は環境ごとに行うことを考えていたのですが、主稜線が主にササ群落になっておりまして、環境ごとに地点を分けるのがなかなか難しく、結局、結果として主稜線上の 7 地点とさせていただいたところです。

2 点目の渡りの時期についてです。

287 ページに掲載させていただいておりますように、専門家の先生に渡り時期について伺った際、特に大沼のほうに入ってくる鳥類について確認させていただいたところ、4 月中下旬から 5 月上旬が春の渡りのピークを含んだ時期だろうということ、また、秋の渡



りの時期としては9月上旬から10月下旬の間であるというご助言をいただきましたので、そう設定させていただいたところです。

○事業者（アジア航測株式会社） 補足させていただきます。

図書の書き方が悪かったのは反省していたのですが、渡り鳥調査は、ガン類、ハクチョウ類を主な対象として設定しています。そして、お話があった海ワシ類についてですが、猛禽類調査を毎月ずっと行っていますので、この中で観察することを考え、このような計画となっています。

事前の情報でも増幌川沿いに海ワシ類の飛来地があることも分かっていますので、そういったことも考慮しながら、海ワシ類については毎月の調査の中で見ていき、渡り鳥の調査の中では主にガン類、ハクチョウ類を対象に、サロベツ原野と声間、大沼のほうを移動していくようなものを対象にしているという考え方だということです。

○白木委員 ポイントセンサスに関しては、ササ地しかない現在のポイントにおいて、この周辺で実際に影響を受けるかもしれない鳥類を抽出するのは難しいのではないかと私は思うので、できるだけもう少しポイントを増やしてほしいなと思います。主稜線上だけではなくていいと思いますし、もう少し下がったところなども含め、この周辺にいる鳥類をもう少しきちんと網羅できるように調査をしていただきたいなと思います。

それから、渡り鳥調査について、猛禽類に関しては希少猛禽類調査の中でやっていくということで、その調査地点というのは323ページにあるこのポイントを渡り時期にも使うということになりますか。

○事業者（アジア航測株式会社） 今のところはそのように考えています。

当然、現地の状況によってまた少し動かすことは出てくると思うのですが、基本的にはこの場所で見ることによって、視野図と重なっているので、見えにくいですが、風力発電機を設置しようとしている位置が今のこの地点で網羅できていますので、渡りがあった場合で風力発電機の設置想定位置を通過する場合には、この定点配置であれば今のところは問題なく捉えることができるだろう、その量も把握することができるだろうというふうに考えています。

○白木委員 この図をもう一回見て、もしかしたらまた後で質問させていただくかもしれません。

○事業者（アジア航測株式会社） それから、先ほどのポイントセンサスの件です。

ポイントセンサス自体が鳥類相を把握するためではなく、ポイントでの空間利用といいますか、風力発電機にぶつかるリスクを定量化するという考え方になっており、その中で風力発電機を設置しようとしているところがまさに主稜線上になるので、主稜線上でということですが。

実は、主稜線上以外のところは完全にササやぶになってしまっていて、人が入れません。南のほうにも調査地点を置けないかと考えたのですが、人が入っていけない、視野も取れないというところがあって今の尾根上の7地点となっています。しかし、それ以外の環境

にいる鳥を見ないということではなく、それらは任意調査の中で、立ち止まって見るといったことも含め、全体の鳥類相を把握していこうと考え、こうした計画にしているということでございます。

○白木委員 ただ、鳥類に与える影響というのは、風力発電機への衝突事故だけではなく、こういったものができることによる様々な影響もあるわけです。ですから、やはり、この周辺で影響を受けそうな鳥類をきちんと把握していくことが非常に重要だと思います。

この方法書の書き方だと、任意調査をどこで何をやるのかがよく分からないのです。できれば、点をもう少し増やして、今申し上げたような生息状況自体をもう少し把握できるような調査を行っていただければと思いました。

○事業者（アジア航測株式会社） 分かりました。

空間利用を確認するための調査を麓とかでやるようにということではなく、どこにどういった鳥類がいるかをもう少し細かく見るために、任意調査とポイントセンサスみたいなものをやっていったらどうかという認識でよろしいでしょうか。

○白木委員 そうです。衝突事故以外の影響もあるので、よろしくをお願いします。

○事業者（アジア航測株式会社） 分かりました。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○大原委員 図書の3ページの目的、あるいは、質問番号2-1の③もそうですが、ネイチャーポジティブの記載がありません。事業者回答では両立できるように取り組むと書いてありますが、なるべく具体的に記載をしていただかないと、よく分からないので、それをお願いできればと思います。

二つ目は、図書の388ページに文献についてのものがあるのですが、30番のデータベースの何を検索してこのリストの種名が出てきたのかが分かりませんでした。30番とその前のページの387ページの11番は、多分、何か限らないとこのリストはできないのではないかと思うので、そのところが分かるようにしてください。

三つ目は、15ページの事業者回答についてです。質問番号6-30の③で昆虫の調査について質問させていただいたところ、知見を持ち合わせず、現時点では予定はないとあります。ブレードの高さにおける昆虫の調査の予定はないということかもしれませんが、質問のところに吹き上げ昆虫についても調べてほしいと書いてあります。

尾根のところに吹き上がってくる昆虫にどういうものがあるのか、風車が建ったときにはブレードに影響が出ているだろうということで、そうした吹き上げ昆虫についても調べていただきたいということなのですが、それにはお答えをいただけないような気がします。この点についてお願いできますでしょうか。

○事業者（アジア航測株式会社） 1点目のカーボンニュートラルとネイチャーポジティブの両立についての記載をもう少しということで、そちらはご検討させていただきます。

また、リストがどのように絞り込まれているのかがもう少し分かるようにということで、記載を見直し、どのように抽出したのかが分かるようにしたいと思います。

58 ページの第 3 章では記載させていただいていますので、これが資料編でも分かるようにということになるかと思いますが、よろしければ、58 ページを見ていただき、そのような理解で大丈夫かの確認をいただいてもよろしいでしょうか。

○大原委員 58 ページの 30 番を見ればいいでしょうか。

○事業者（アジア航測株式会社） 58 ページの表の一番下の注 1 でそれぞれどういった検索条件でかけた場合に出てきたものを言うと検索条件を記しております。

○大原委員 こういうものが必要だと思いました。

○事業者（アジア航測株式会社） 分かりました。すみません、記載がここで漏れていたこととなりますので、記載させていただきます。

最後の吹き上げ昆虫のお話についてです。

お手元の資料 2-1 の 15 ページの質問番号 6-30 が該当するかと思います。吹き上げ昆虫に対する風力発電事業による影響や調査・予測手法について質問をいただいて、今、私もでも調べているところですが、知見が見つかっていないというか、持ち合わせておりません。方法書をつくっている段階ではそういったものを想定していなかったということですが、例えば、こういった感じのものがあるなど、事例があればご紹介をいただくと助かります。

いかがでしょうか。

○大原委員 飛翔昆虫は山に吹いている風で頂上のほうに行きますので、頂上周辺には虫がたくさんいるというのは、多分、昆虫を研究されている方やアセスの昆虫専門の方もよくご存じだと思いますし、裾のほうから頂上のほうに吹き上がってくる昆虫たちが、恐らく、風車が建つとブレードにぶつかるのではないかと思うのです。

一般採集調査でスウィーピングと図書の 316 ページにあります。尾根に吹き上がっている昆虫に集中するようなことをしていただくと、ブレードに当たる昆虫の内訳が大分分かってくるのではないかと思いますので、できればそういうことに力を入れるような調査をしていただきたいということです。

ピットフォールのもものというのは、恐らく、ブレードだとかはほとんど関係なくて、風車が出来上がった後の乾燥とか取付け道路には関係あると思うのですが、そういった意味で、ブレードに昆虫がたたき落とされることが分かっていますので、そういった調査をしていただければと思います。

○事業者（アジア航測株式会社） 分かりました。検討させていただきます。

○白木委員 先ほどの海ワシ類の渡りの調査についてです。

これはガン類の調査もそうかもしれないですが、希少猛禽類調査は営巣期に関しては 2 営巣期ですが、それ以外の時期は 1 営巣期のみなわけです。そして、秋の渡りに関しては 1 回だけということになりますよね。

このエリアは、どこかに書いてあったと思いますが、近くにサケ、マスの遡上する河川があって、非常に多くのワシ類が利用している場所で、渡りの時期も多くの個体が多分通

っている場所だと思います。ガン類もそうですが、渡りというのは年変動もかなり大きいのです。1年間だけ把握できるのかということ懸念するのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○事業者（アジア航測株式会社） 確かにご指摘をいただいたとおりで、猛禽類の調査の中で見る場合には、秋については非繁殖期が1期のみになっていますので、1年だけのデータとなります。

渡りの量について年変動はあると考えているのですが、よく通るルートみたいなところとねぐらとの出入りで餌場がどこになっているかは、今の調査計画の中でも把握していけるのかなと考え、このような調査計画とさせていただいているところです。

○白木委員 今回の調査というのはどういうものですか。

○事業者（アジア航測株式会社） ここに記載させていただいているような希少猛禽類の調査で、2営巣期プラス1非営巣期の調査の中でこの地域のオジロワシの基本的なトレンド、動向を確認できるだろうと考えて調査計画を立てさせていただいております。

○白木委員 渡りの状況というのは、例えば、サケ、マスの遡上の時期や量やそのときの風況などによっても変わりますので、1回で把握するのはなかなか難しいのではないかなと思いました。

○事業者（アジア航測株式会社） 分かりました。今、ご意見をいただきましたので、持ち帰ってまた検討させていただきます。

○白木委員 もう一つです。

生態系の調査のところでオジロワシを上位種に挙げておられますよね。生態系の調査の場合には、その種が食べている餌、動物等にこの事業がどのような影響を与えるかを調べていく必要があると思うのです。この事業地の中にワシはすんでいるとは思いますが、見た感じ、主な餌場となるようなものがないような気がします。ねぐらや飛行経路としては使えていると思うのですが、餌場はちょっと離れているかなと思うのです。その点についてはどのように考えられているのでしょうか。

○事業者（アジア航測株式会社） ご指摘のとおりで、主な餌が魚類であることは承知してまいし、魚類に対する影響という意味でいきますと、事業地の中に大きな河川があるわけではないところから大きな影響は及ばないだろうと思っています。

ただ、オジロワシそのものを扱うといいますか、生態系という観点で見るときには、オジロワシが実際にどういったものを餌場として利用しているかを現地調査の中で確認しつつ、餌だけではなく、営巣環境や衝突リスクからも予測し、オジロワシというものを注目種とし、この地域の生態系に対してどういう影響があるかを考えていきますので、必ずしも餌が取れなければ注目種としてふさわしくないという考え方ではなく、この地域の生態系を図る上で上位種として、注目種として何を選んだらいいかという考え方から選ばせていただいているところです。

○白木委員 オジロワシというある動物の種への影響ということでは今の考え方でよろし

いかと思うのですが、生態系の評価というのは、上位種であれば、下位の種とつながりというのが主な影響を考える上で必要な要素となってくるのです。今のご回答は生態評価の求めるところとは少し離れるように私は思ったのですが、いかがでしょうか。

○事業者（アジア航測株式会社） 少し説明が悪かったかもしれないのですが、例えば、営巣しているかどうかではなく、営巣が可能な環境を一つのキーとして、この事業によってそういった環境がこの中にどのくらい残るのかという考え方で、餌については、オジロワシの餌になり得る動物を挙げたとき、必ずしも魚だけではないという中から、そういったものがある環境がどうなのかと考えていくことで生態系に対する影響を予測することで考えています。

○白木委員 例えば、餌動物ということ考えた場合、基本的にオジロワシの餌はここにはないと思うので、何を言っているかということ、オジロワシに対する餌動物の影響はないというような評価が出てくるのが今の時点で予測されてしまうと思うのです。

これは食物連鎖を考えなければいけないような調査項目ですので、もともと、それが評価軸に入っていないようなものを選ぶこと自体がやや適切ではないのかなということです。

○事業者（アジア航測株式会社） そうでしたら、持ち帰ってそれも検討させていただきたいと思います。

○澁谷会長 今の点については2次質問でしっかりと質問していただいて、それに対して回答をいただくということをお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○先崎委員 先ほどの白木委員の質問の回答も含め、私からお聞きしたいのですが、どんな質問かということ、複数年調査の話です。

事業者の回答だと、1年で十分だという理由は、飛跡の絶対値ではなく、1年間の調査でもどこをよく飛ぶかというのは評価できるから、数の変動があってもどこをよく飛ぶかは評価できるから大丈夫だというようなことをおっしゃっていたということによろしいですか。

○事業者（アジア航測株式会社） まず、一番は、トレンドとして、この地域がどういう使われ方をしているのかを確認することが必要だろうと考えています。その中で、1年調査してみた結果、1年しか見えていない秋の渡りの時期で予想以上にここをたくさん通るみたいなことが起これば、それに併せて調査を追加して見ていかなければいけないということは出てこようかなとは思いますが、今の段階では、まずは1年調査し、既存情報を整理した中で見てみても、この地域のトレンドは押さえていけるのではないかと方法書の時点で考えさせていただいたということでご説明させていただきました。

ただ、今、ご意見をいただきましたので、その考え方で良いかについては、この後、持ち帰って事業者とも相談したいと思います。

○先崎委員 私も複数年やったほうがいいと思います。

今のお話だと、たくさん出ればもう一回やるが、それでもなかったらもうやりませんというように私には聞こえたのですが、そんなことはないですし、よく通る場所も年変動がある可能性があって、そういったことがないという科学的根拠を示していただけるなら1年でいいかもしれないですが、そういうことができないのだったら、ワシ類は衝突リスクが高いので、2年間ないしはそれ以上の調査をすることをぜひ検討していただきたいと思います。

○**澁谷会長** この件につきましても先崎委員あるいは白木委員から2次質問としてしっかりと聞いていただいて、それに対して回答をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○**松島委員** 質問及び回答書の3ページの質問番号2-11の土地利用に関する事項に関し、改変面積を最小化するというので、改変した場所の緑化措置は行われるのでしょうかという質問に対し、可能な限り緑化を行うというお答えをいただいております。

これに関連して、緑化の場所が自然草原になっていて、ほぼ帯状に残っている自然草原というか、多分、真ん中に林道のような道があるので、そこを機材の搬入、搬出に使うことになると思うのです。そうすると、道自体も結構拡幅されたり、あるいは、工事ヤードをつくったりということで、自然草原の景観というか、植生が破壊されてしまうことになるのではないかと思います。

そこで、終わった後、自然草原をどういう形で復元するのか、緑化に関連して、どのような手法というか、どう戻せるとお考えなのか、お聞かせをいただければと思います。

○**事業者（アジア航測株式会社）** コンサルからでよろしいのかというところはあるのですが、緑化をどうしていくかなど、事業者ともそこまで詳しく詰められていないところがあります。

また、現地調査もこれからでして、自然植生について、どのぐらいのものなのか、どういった植生なのかという確認はこれからになります。次の準備書のと看には緑化の内容をお示しできると思うのですが、今どう考えているかについてはなかなかお答えできないと思いますか、現地の確認がまだできていない状況ということでご理解をいただければと思います。

○**松島委員** 現地を確認して植生調査なりをされてから方向性を決めるということですが、基本的には自然草原に分類されている場所で、実際に草原が広がっているところ看です。また、国内では草原景観というのが非常に希少な環境になっていますので、なるべくそれを残してほしいということと、そこに配慮して最小化していただきたいと思います。

また、緑化の際、ここに外来のものを持ち込んでいただきたくないのです。どんなに影響を低減するといっても、外来のものを持ち込むとほぼ確実に残留してしまいますので、そこは少し配慮をいただきたいと思います。緑化をするにしても自生のもので行っていただきたいということをご提案させていただきます。

○澁谷会長 私もそこが気になっていました。そもそも草原であるということ、そして、恐らく、冬期は積雪なんかほとんどないような厳しいところではないかというふうに思っています。ですから、緑化自体が技術的に難しい場所ではないかと想像できるのです。

ですから、どのような緑化をするかということ自体も非常に重要ですが、緑化が技術的に可能なのかどうなのかという検討も早い段階からぜひ進めていただきたいと思います。自然環境としては相当厳しいだろうというように思われますので、ぜひ、そういうことも含めて植物の調査も進めていただくことをお願いしたいと思います。

ほかにご意見等はございませんか。

○白木委員 20 ページの質問番号 6-34 の②の夜行性の鳥類に関する調査についてです。

夜行性鳥類の調査をしないのかという事務局からの質問に対して、繁殖期の任意調査時に、夕方まで、日没頃までに調査を実施すると書かれております。繁殖期がいつかというところで、5月下旬から6月初めの3日間行うとなっておりますが、この中で時間を夕方まで延ばして行うと考えられているということによろしいですか。

種類によっても違うと思うのですが、必ずしもピークはこの時期ではなく、もっと早い3月ぐらいにピークがあるものもおりますので、この時期だけというのは短いと思いますし、ここは非常に広い範囲なので、多分、任意観察調査でできる点というのは、特に日没頃ということで、限界があるのかなと思います。また、必ずしも日没頃に鳴くとは限らず、3日間だけの調査でどれほどのデータが取れるのかも非常に懸念されます。せめて、ICレコーダーを設置し、もう少し長い時期で調べるということをご検討願えればと思います。

○事業者（アジア航測株式会社） 持ち帰って検討させていただきます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 景観の観点から少しご質問させてください。

一つは、18 ページの質問番号 6-43 です。フォトモンタージュを使ってシミュレーション写真を作成するというので、これに関して特にアンケートは予定していないということでした。

やはり、写真をつくって量を測るだけではなく、地域の方たち、あるいは、利用されている方たちが実際にどう感じるかというのがすごく大事だと思います。

特に、国立公園区域が隣接区域でありますので、そういう点で、アンケートまではなかなか難しいとしても、説明会等はされると思いますので、その説明会の場でこういった形になりますというものを提示していただいて、参加者の皆さんの簡単なご意見とか感想をいただくことはできるかと思います。ですから、ただつくるだけではなく、そういったものを見ていただいて意見を聴取するような場を少しつくっていただければと思います。

もう一つは、関係自治体のことについてです。これも景観に関連してだったと思うのですが、5 ページの質問番号 3-9 になります。

関係自治体である稚内市を対象にということですが、図書の 16 ページの設置予定区域から見た写真を見ますと、8 番の日本海側に向かって見ている写真ではかなり眺望が開け

ている景観になっていると思います。この先に何があるかという、国立公園区域、そして、利尻島と礼文島があります。

最近、利尻では、夜に星を見るツアーをやっていると、稚内市が明る過ぎるというのです。夜の風車の航空灯が明滅していて、結構明るくて、利尻の観光業者の方たちはちょっと困ったなということをおっしゃっていると伺ったので、そうした聞き取りをしてはいたかがかなと思います。

多分、日中の景観としては 50 キロメートル以上離れていれば視認されることはないと思うのですが、夜間に光が明滅するとかなりの影響があるのではないかと思いますので、それについても少しご配慮をいただければと思います。

○**澁谷会長** この場では特にないですか。

○**事業者（アジア航測株式会社）** はい。

○**澁谷会長** それでは、ほかに質問等はございませんか。

(発言なし)

○**澁谷会長** それでは、質問等がないようですので、本議事についての審議は終了いたします。

事業者の皆さん、どうもありがとうございました。

ご退席をお願いいたします。

続いて、議事（3）に移ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）焼山風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まず、事務局から主な2次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文案たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局（下田主事）** まず、事業概要について大まかに振り返ってまいりますので、（仮称）焼山風力発電事業の黄緑色の図書の3ページをご覧ください。

事業実施想定区域が木古内町、上ノ国町、厚沢部町となっております。発電所の最大出力が8万5,400キロワット程度、単機出力が4,200キロワットから6,100キロワット程度の風力発電機を最大で17基設置する計画であるとのこと。区域面積が約3815.8ヘクタールで、このうち、風力発電機の設置検討範囲がおよそ537.2ヘクタールとのことです。

続いて、25ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですが、ローター直径が約117メートルから158メートル、高さが最大で214メートルとなっております。

続きまして、30ページをご覧ください。

区域周辺の他事業についてになりますが、稼働中の江差風力発電所とユーラス江差ウインドファームが周辺にありまして、上ノ国第2風力発電事業が建設中、計画中の事業が木古内風力発電事業と厚沢部風力発電事業で、いずれも方法書段階となっております。



続きまして、事業実施想定区域とその周囲の概況について順に説明してまいります。

動物について、65 ページをご覧ください。

区域周辺はノスリの渡り経路となっておりまして、66 ページをご覧くださいと、鳥類の夜間の渡り経路となっております。少し戻って、63 ページの環境省の EADAS センシティブティマップでは、クマタカの注意喚起レベルCのメッシュがあり、73 ページには生息分布が示されております。

95 ページから植物についてです。

区域内の一部に植生自然度 10 であるヨシクラスが存在しており、区域北部には植生自然度 9 であるチシマザサーブナ群集がございまして、そのほか、区域内にヒノキアスナロ群落やヤナギ高木群落などが存在しております。

重要な自然環境のまとまりの場について、136 ページと 137 ページをご覧ください。

区域内の西側以外に保安林が広がっております。保安林の種類は 208 ページにございまして、区域内は主に水源かん養保安林とのことです。

続いて、169 ページをご覧くださいと、風車の設置想定範囲から住宅等の離隔距離が載っております。設置想定範囲から最も近接する住宅等との離隔距離は約 4.6 キロメートルとのことです。

最後に、景観について、284 ページをご覧ください。

景観資源の図になっておりまして、瓜谷ダム湖が事業実施想定区域に一部重複しております。

以上が事業の概要説明となります。

続きまして、関係資料の説明に移ります。

資料 3-1 から資料 3-4 までとなっております。まず、資料 3-1 を用いて、本事業に係る 2 次質問と事業者回答について 4 点ほど説明させていただきます。

資料 3-2 が資料 3-1 の補足資料となりますので、併せてお手元にご用意をいただければと思います。

まず、資料 4 ページの質問番号 2-7 の①をご覧ください。

ヤードの造成等での緑化手法について、方法書で示していただけるのか、また、在来自生種を用いた復元緑化をするのかといったことについて、事業者の見解を質問いたしました。これに対して、事業者から、事業地は国有林が大半となるため、緑化手法及び緑化樹種についても関係機関と協議した後、確定する予定であり、方法書段階においては、想定している緑化手法については掲載することを検討しますとのことです。また、在来自生種につきましても Q&A に示しましたガイドライン等を参考に検討しますとの回答を得ております。

続きまして、資料 11 ページの質問番号 3-22 の④をご覧ください。

図書の 209 ページの図 3.2-17 で砂防ダムについて示しているのですが、砂防指定地が示されていないため、修正した図を示すことを事業者に求めました。これに対して、事業

者から、事業実施想定区域と重複する砂防指定地について、資料 3-2 と番号を振ってあるページの資料が提示されております。当該箇所に関しましては、渡島総合振興局函館建設管理部と協議を行い、事業を検討するとのことでした。

続きまして、13 ページの質問番号 4-4 をご覧ください。

1 次質問で渡り鳥の調査について質問をしております、事業者からは、事業実施想区域より 1.5 キロメートル程度の範囲に地点を設定して定点観察を実施すること、秋については、一部の定点で、日の出から日没において調査範囲を通過する鳥類の種名や飛翔高度、個体数を記録する調査をすることを検討するという旨の回答があったところですが、方法書において、夜間の渡り鳥の通過数や推定衝突数も確実に把握するための調査設計をすることを求めました。これに対して、事業者から、夜間の渡り鳥への調査については今後検討してまいりますという回答でした。

最後に、14 ページの質問番号 4-11 の①をご覧ください。

1 次質問で、植物の生育状況や植物の群落の現況の調査について、踏査ルートやコードラートといった調査地点が示されるのか、質問しましたところ、事業者から、コードラートの調査地点案は示しますが、踏査ルートについては現地状況を確認しながら安全に留意しての踏査となるため、方法書では明確なルートではなく、調査範囲として示す予定であるという回答を得ておりました。そこで、調査範囲のみで示されても踏査ルートやコードラートの設定が妥当と言えるかの判断ができず、方法書審査が適切にできなくなるので、現地調査時の現地状況により地点の変更や地点数の増加等の可能性があることに触れた上で、方法書時点の踏査ルートや調査地点の計画を示す必要があるのではないかとということで質問をしました。これに対して、事業者から、方法書段階においては、現地調査時の現地状況によりそのような変更や地点数の増加等の可能性があること記載し、踏査ルート及び調査地点を示すとの回答を得ております。

以上で資料 3-1 の説明を終了させていただきます。

続きまして、資料 3-3 の関係町長意見についてご紹介させていただきます。

本事業の関係町が木古内町、厚沢部町、上ノ国町で、厚沢部町と上ノ国町からは意見なしで提出されていたところですが、木古内町からは、事業計画においては、地域住民及び関係自治体等に対し、事業内容や事業が及ぼす影響などについて情報提供と丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、周辺の環境保全について配慮しながら事業計画を進めていくことという意見が提出されています。

資料 3-3 についての説明は以上となります。

それでは、資料 3-4 の答申文（案）たたき台の説明に入らせていただきます。

たたき台については、最近の他の風力発電事業の配慮書への答申をベースとしながら、審議の経過や町長意見などを勘案して作成しております。

順に説明してまいります。

前書きにつきまして、従来同様、1 段落目に事業の特性、2 段落目に地域の特性をまと

めておりまして、3段落目ではそれらを踏まえて的確に対応することを求めています。

続いて、総括的事項についてご説明いたします。

(1) も従来と同様で、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載しております。

(2) は事業実施想定区域などの設定についての意見となりますが、先ほど示しました図書の209ページの砂防ダムの確認について、砂防指定地の確認が図書には記載されていないことなどを踏まえ、事業実施想定区域の検討過程の説明が不十分で分かりにくい部分があることから、方法書では検討過程を分かりやすく示すことを求めています。

(3) は累積的影響についての意見となっております。事業実施想定区域と重複している他事業として木古内風力がありますが、そちらが先行して環境影響評価手続を実施していることから、当該事業者と十分な協議を実施し、風車の配置計画等を検討する旨を述べた上で累積的影響についての意見を述べています。

(4) は住民等への積極的な情報提供に関する意見で、木古内町長からの意見にもございましたとおり、情報提供や丁寧な説明を求めています。

(5) はインターネットを使った利便性の向上に関する意見です。本事業は、縦覧期間中のダウンロードや印刷が可能とされていることから、情報公開に関する一定の配慮が行われていることに関して言及した上で今後さらなる利便性の向上に努めることを求めています。

続きまして、2の個別的事項についてです。

ふだんの意見ですと、騒音及び風車の影についてから言及するところですが、事業実施想定区域の周辺に住宅等がなく、風車の設置予定範囲から最寄りの住宅等まで4.6キロメートルの離隔距離があるということで、今回は意見を付しておりません。

したがって、いつもは(2)になっておりますが、(1)の水質から順にご説明いたします。

工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項としては選定されていないのですが、木古内町の水道水源の集水域であるほか、さけ・ます増殖事業が行われている河川の本支流が含まれていることから、土地改変に伴う濁水や土砂の流入による影響が懸念されるということで、調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求める意見としております。

(2) は動物についてです。意見の形式としては従来同様でして、アでは、文献やヒアリングにおける希少な鳥類、希少なコウモリ類の生息情報があること、ノスリや夜間の鳥類等の渡りがあることにも触れ、それらへの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるように求めています。

ただ、事業地周辺の津軽海峡や道南地域は専門家ヒアリングでも渡り鳥が集結するといった意見の記載もございましたので、これに関してのご意見等がございましたら、いただ

けますと幸いです。

イに関しまして、動物相については、専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めています。

(3)は植物と生態系についてです。こちら意見の形式としては従来同様でございますが、アでは、区域内に植生自然度の高いヨシクラスやヒノキアスナロ群落、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けるなどして影響の回避または低減を求めています。

また、保安林については区域の大部分が重複しているということで、意見の後段で特出しして関係機関と協議を行って、その結果を踏まえ、事業計画を検討することを求めています。

イの植物相とウの生態系については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握もしくは重要種の選定をし、生息地、生育地の改変を避けることにより影響を回避、低減することを求めています。

最後に、(4)は景観についてです。

アでは、眺望点の選定について、従来同様、関係自治体に限らず、その他機関等へのヒアリングなどにより、ほかに選定すべき点がないかを改めて検討することを求めています。

イに関しましては、景観資源である瓜谷ダム湖が区域と重複していることから、景観資源への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

資料の説明については以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からのご質問やご意見をお願いいたします。

○事務局(川村専門主任) すみませんが、事務局から一つ補足させていただいてよろしいでしょうか。

資料3-4の答申文(案)たたき台の前書きの上から6行目の中ほどに同区域及びその周辺には住宅等が存在しているという記載が入っているのですが、先ほど説明させていただいたとおり、本事業につきましては区域及びその周辺に住宅等が存在しないということで、今回、騒音及び風車の影には言及しない答申文案とさせていただいておりますので、前書きは修正をさせていただきたいと考えております。

最終的な文言の確認については会長にお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からございませんか。

○白木委員 今までも同じような書き方をしていたのかもしれませんが、生態系のウの3行目に、注目種の好適な生息地または生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することとあります。

先ほども生態系の話をしたのですが、これは、注目種だけではなく、注目種と関連する、特に上位種の場合は餌動物となるのですが、注目種とつながりの深い種も本来はここに入ってくるのかなと思うのです。

できれば、注目種の生息地だけではなく、注目種を生息させるような下位の種に関してもここに含めたほうが生態系の評価においてはいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（川村専門主任） 上位性注目種、典型性注目種というのは、通常、動物が選ばれることが多い一方、それに対して生育地という文言も入っていて、文章の流れをもう一回見直さなければいけないかなと白木委員のご意見をお伺いして考えているところです。この文言につきましては、事務局で再度検討した上で、後日、メールでご確認をお願いするというだけでもよろしいでしょうか。

○白木委員 よろしくお願ひします。

○澁谷会長 ほかにご意見等はないでしょうか。

（発言なし）

○澁谷会長 それでは、最初の住宅等に関わるところの修正を行うことと、今の白木委員のご指摘に従って生態系についての記述を少し改めるということで、これは白木委員と協議をいただいて進めていただければと思います。

最終的には私に一任していただいて修正を行うようにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○松島委員 今の点についてです。

一般的に注目種の好適な生息地というと餌資源も含んでいるのではないかという印象があり、そのためアンブレラ種が注目種になっているのではないかというか、それはちょっと言い過ぎですか。

もちろん、白木委員がおっしゃるようなことを書いておいたほうが親切だと思います。

○澁谷会長 そういうご意見もありますので、その辺を含め、事務局と白木委員でご検討をいただいて、最終的には私が判断させていただくことにさせていただきます。

それでは、後日、修正の上、私から知事に答申を行いたいと思います。

それでは、ここで一旦休憩を取ります。

[ 休 憩 ]

○澁谷会長 それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議事（４）に移ります。

本日が２回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）北海道厚田風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から主な２次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文（案）たた

き台等のご説明をお願いいたします。

**○事務局（石田係長）** 本方法書については本日が2回目の審議となりますが、配慮書段階からご審議いただいている案件となりますので、本審議会において、2次質問のほか、答申に係るご審議をお願いいたします。

前回審議から少し期間が空きましたので、初めに、図書を用いまして事業概要について簡単にご説明させていただきます。

図書の6ページをご覧ください。

項目2-2-3にありますとおり、本事業は、最大15基の風力発電機を設置し、総出力を最大9万1,500キロワットとする計画です。

隣の7ページ以降の図に記載しておりますとおり、対象事業実施区域は石狩市厚田区に位置しており、区域の中の赤色で示された範囲内が風力発電機の設置予定範囲で、また、本事業の関係市町村は石狩市のみとなっております。

次に、図書の28ページ、29ページをご覧ください。

表に区域周辺における他事業の状況が記載されており、30ページから32ページにかけて他事業の風車の設置位置や計画中の事業区域が掲載されております。

次に、64ページをご覧ください。

動物に関しまして、EADASのセンシティブリティマップにつきましては、区域を含むメッシュは注意喚起メッシュとはなっていない状況であり、また、めくっていただきまして、67ページの鳥類の夜間の渡りのルートは区域に近接している状況で、次の68ページのノスリの渡りの経路については、特に春季においてルートが重なっております。また、72ページにありますとおり、区域の近隣のメッシュではオジロワシ等の冬季滞在が確認されてございます。

次に、植物につきまして、109ページをご覧ください。

対象事業実施区域内には、海岸側に緑色で示された植生自然度9がございまして、こちらはカシワ群落が存在してございます。

なお、区域内には、この図にありますとおり、保安林は含まれておりません。

次に、景観につきまして、111ページをご覧ください。

主要な眺望点として、古潭会館などの日常生活の場を含む11地点が抽出されており、めくっていただきまして、113ページには、区域と重複する厚田段丘等が景観資源として掲載されてございます。

最後に、住居等の位置関係につきまして、136ページをご覧ください。

風力発電機の設置予定範囲から住宅等までの距離は、それぞれ約0.8キロメートルとされております。

簡単ではございますが、事業概要の説明は以上とし、続きまして、資料の説明をいたします。

まず、資料4-1の事業者への質問事項及び事業者回答について、答申に係る部分な

どを一部抜粋してご説明させていただきます。

なお、資料 4-2 につきましては、事業者から提出された回答の補足資料となりますが、内容の説明は割愛させていただきます。

それでは、資料 4-1 の 1 ページの質問番号 1-3 をご覧ください。

図書の公表の利便性につきまして、1 次質問におきまして、配慮書以降、どのような検討をしたかを質問しております。これに対して、事業者から、検討はしたものの、セキュリティの都合でダウンロードについては不可、印刷については可能とした旨、回答があったところです。そこで、2 次質問において、図書や説明会の資料の一部だけでもダウンロードを認めることによるさらなる利便性の向上はできないかを質問しました。これに対して、事業者から、回答の③のとおり、従来どおり、縦覧期間外の公表は行わない方針とのことでしたが、②の回答にありますとおり、今後、準備書段階にて、利便性やリスクなどを確認の上、縦覧方法について検討を行うとのことでした。

次に、3 ページの質問番号 2-8 ののり面の緑化についての質問ですが、2 次質問の①のとおり、工事においては、原則、在来種を用いるが、在来種のみでは斜面の早期安定化が難しい場合に外来種である洋芝を用いるという認識でよろしいかを確認したところ、ご認識のとおりとの回答でした。また、次の②の回答にありますとおり、原則、用いる在来種も含め、現時点では具体的な種は想定しておらず、その下の④のとおり、準備書段階までに用いる種を可能な限り検討するとのことでした。

次に、4 ページの質問番号 2-15 をご覧ください。

累積的影響に関しまして、他の事業者との情報交換等に係る進捗状況を確認したところ、回答にありますとおり、情報交換は現時点で実施しておらず、準備書までに近隣事業者に対して情報交換の相談をするとのことでした。

累積的影響の項目別の調査対象については、12 ページの質問番号 6-2 の 2 次回答のほうに記載がありますが、詳細については割愛させていただきます。

次に、13 ページの質問番号 6-5 をご覧ください。

区域周辺で確認されている希少種のアカモズについて、1 次回答では、事業者から、レーザー調査では特定の種を判別することは困難なので、任意観察調査等での確認に努める旨、回答があったところですが、2 次質問の①では、アカモズを含むスズメ目が夜間に渡りを行うことから、サーマルスコープを使えば、種までは特定できなくても、ある程度、判別及び記録が可能である旨、お伝えしたところ、事業者回答でサーマルスコープの使用も含めた調査手法を検討するとのことでした。

また、その下の②で、アカモズの調査については、確認数・位置、生息環境のほか、飛翔高度も可能な限り確認するとのこと、さらに下の④と⑤の回答において、アカモズへの配慮として、風車の配置や地面からブレード下端までの高さの見直しなどの措置が考えられるが、有識者の意見を伺いながら、措置を検討したい旨の回答がされております。

最後に、19 ページの質問番号 6-30 と併せまして、図書で示されている調査位置図があ

るのですが、その例としまして、図書 295 ページをご覧ください。

質問番号 6-30 は、動植物の踏査ルートに関する質問でして、風力発電機の設置予定範囲の一部が踏査ルートに設定されていないことが図書の図から分かると思うのですが、1 次回答では、現地の状況から安全に踏査できる部分は踏査ルートとして加えていく予定との回答が事業者からあり、2 次質問では、調査が難しい箇所については改変箇所から除外するといった対応は検討しているのかを質問をいたしました。これに対して、事業者から、調査を行うことが難しい場所としては崖などが考えられ、そのような場所は改変対象とはならないため、改変可能性のある区域は全域を踏査することができるものと想定しているとのことでした。

簡単ではありますが、資料 4-1 の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 4-2 は割愛させていただきます、資料 4-3 の石狩市長の意見をご覧ください。

石狩市からは、別紙といたしまして、3 ページにわたる意見をいただいているところですが、かいつまんでご説明させていただきますと、まず、1 の総括的事項におきましては、一つ目に、市の風力発電ゾーニング計画について、事業者はその趣旨を最大限尊重すること、二つ目に、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの両立について、より具体的な取組内容の検討を行うこと、三つ目に、本事業の検討に当たっては、環境保全及び防災に与える影響についての的確に把握するとともに、精緻な調査と慎重な予測、評価を実施し、丁寧かつ誠実な説明を行うことが意見として述べられております。

2 の個別的事項については、時間の都合上、詳細は割愛させていただきますが、防災、騒音及び超低周波音、水質、風車の影、動物、植物及び生態系、景観、廃棄物について、専門家の助言を得るなどして適切な方法で調査を行い、予測、評価の結果を踏まえて風力発電設備の配置を検討するなど、各項目への影響を回避または極力低減することが意見として述べられてございます。

めくっていただきまして、裏面 3 ページの最後の 3 のその他では、先ほど道からの質問事項でも取り上げた内容と同様、図書の縦覧に係る利便性の向上に努めることを求める意見が記載されてございます。

資料 4-3 については以上とさせていただきます、最後に、資料 4-4 の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

たたき台は、これまでの審議の経過を勘案し、Q&A 等を基に作成しております。

まず、前書きになりますが、1 段落目には、面積、出力等を記載しておりまして、2 段落目には、これから説明する個別的事項に関することとして、自然度の高い植生や希少鳥類の生息、また、石狩市の風力発電ゾーニング計画書等について記載しておりまして、3 段落目で、以上を踏まえということで、次の事項に的確に対応することとしております。

次に、1 の総括的事項についてです。

まず、(1) としまして、1 段落目で、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討する



こと、2段落目で、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家の助言を得るなどしながら環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、それを事業計画に反映させること、その過程において重大な環境影響を十分に回避、低減できない場合、また、低減できることを裏づける科学的根拠を示せないといった場合には、事業規模の縮小などの見直しを行い、確実に環境影響を回避、低減することを求めています。

(2)では、周辺には既設風力発電所やアセス中の風力発電事業が複数あることから、累積的影響について適切に調査、予測、評価を実施することを求めています。

(3)では、前書きにも記載した石狩市の風力発電ゾーニング計画書に係り、同市と十分に協議を行い、その結果を反映した事業計画とすることとしております。

(4)では、本事業については、地域住民等から自然環境や景観への影響等を懸念する意見が寄せられている状況でございますので、相互理解の促進のため、石狩市、関係機関、住民等への積極的な情報提供や説明に努めることとしております。

(5)では、今回、図書の印刷は可能とした配慮が認められましたが、広く意見を求められるよう、ダウンロードを可能とすることや縦覧期間終了後の継続的な公表について求めています。

次に、2の個別的事項に移ります。

まず、(1)の騒音及び振動についてです。

アでは、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住宅等から離隔することなどによって影響を回避、十分に低減すること、イでは、図書の記載では建設機械の稼働に伴う騒音の現地調査は1回の実施としているが、騒音発生源の稼働状況等に基づき、適切な回数、時期を設定することを求めています。

ウでは、不確実性や風車騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分などによって不快感が生じる可能性を踏まえ、適切な風車配置や機種選定などによって可能な限り影響の低減を図るとともに、稼働後に影響が確認された場合の対策についても検討すること、その下のエとオでは、累積的な影響に関しまして、他の事業と工事時期が重複する場合には、資材等の搬出入に伴う騒音、振動や建設機械の稼働に係る騒音、さらに、施設の稼働に伴う騒音について適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

次に、(2)の水質について、区域内に農業用水として利用のある古潭川及び望来川の集水域が含まれていることから、水域利用の状況を踏まえた上で水質への影響を回避するなどの環境保全措置を講ずることを求めるとともに、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえたものとなるよう意見しております。

次に、(3)の風車の影について、図書で挙げている海外のアセス事例に基づき設定した予測範囲に住宅が含まれているので、できる限り離隔距離を取ることによって影響を回避、十分低減すること、また、施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることがあるため、風車の適正配置や構造の検討を

含め、影響が回避、低減できるかの観点から評価することのほか、区域近隣に他の風力発電事業があるため、累積的な影響についての適切な調査等を求めています。

次に、(4)の動物について、まず、アですが、図書において踏査ルートが区域を網羅しておらず、十分な精度で予測、評価できないおそれがあることから、改変等を予定する場所を網羅するルートの設定について求めています。

また、イでは、適正な調査場所、範囲、トラップ数について設定することを求めています。

そして、ウでは、コウモリ類のバットストライクの影響について適切に調査、予測、評価を実施すること、エでは、区域とその周辺では、オジロワシやアカモズなどの希少鳥類の生息が確認されているほか、ノスリや夜間に渡りを行う鳥類の移動経路となっている可能性があることを挙げまして、バードストライクや移動経路の阻害等への影響について適切に調査、予測、評価を実施することを意見しております。

また、エの後半では、バードストライクの衝突リスクの分布とその評価を準備書に記載することや鳥類への累積的影響について適切な調査等を行うことを求めています。

最後に、オですが、哺乳類、鳥類のみではなく、昆虫類といったほかの分類群についても、適切な調査、予測、評価を求めています。こちらは従来どおりの記載となっております。

次に、(5)の植物についてです。

アでは、動物と同様、改変等を予定する場所を網羅するルートの設定について求めています。イでは、おおむねこちらは従来どおりの記載ですが、重要な植物種や群落が確認された場合は回避を最優先することを求め、また、区域内に分布している植生自然度9のカシワ群落について現地調査で確認し、改変区域からの除外を求める意見としております。

その下のウでは、土地改変により外来植物が拡大、侵入しないよう、施工方法や拡散防止対策を検討して準備書に記載する旨の意見としております。

次に、(6)の生態系についてはおおむね従来どおりの記載ですが、まず、アにおいて、現地調査の結果に応じて注目種やその餌資源を見直すことを求めた検討をし、その経緯を準備書に示すことを求めています。イでは、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえること、採餌に係る影響の予測の際には、施設の存在及び稼働や工事が餌種やその生息環境に与える影響についても評価に含めること、ウでは、改変を最小限にすることや、特に植生自然度の高い区域のほか、大型鳥類や哺乳類のねぐらとなるような樹林地等の存在を十分に現地確認した上で回避を最優先に環境保全措置を検討するよう求めています。

めくっていただきまして、次に(7)の景観について、まず、アでは、区域内の景観資源や区域に近接する主要な眺望点の存在について言及した上でフォトモンタージュを提示した聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえて、眺望景観への影響が回避、十分に低減されているかの観点から客観的に評価をすること、イでは、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件でフォトモンタージュを作成することや累積的影響について適切な

調査等を行うことを求めています。

次に、（８）の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

工事関係車両の走行による人と自然との触れ合いの活動やアクセス特性への影響が懸念されるため、活動の場の利用状況を十分調査した上で、適切な予測及び評価を行うこと、そして、累積的影響について、他事業と工期等が重複する場合には適切な調査等を行うことを求めています。

最後に、（９）の廃棄物等についてです。

こちらは、従来どおり、廃棄物や残土の発生抑制に努め、最終処分量や中間処理量等の把握を通じて適切に調査、予測及び評価を実施するよう求めています。

以上が本事業に係る答申のたたき台の説明となります。

説明が長くなって申し訳ありませんが、ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いいたします。

○白木委員 これは、事業に対するというより、事務局でご検討をいただきたいことですが、Q&Aの２ページの追加 2-17 に、バードストライク対策ということで、発電機の配色について、バードストライクの防止に向けてどのような配色とする予定かという書き方がされています。しかし、色をつける、模様をつけるという対応がバードストライクの防止に向けたといいますか、バードストライク対策として適切かどうかはかなり疑問があるので、ちょっと表現を変えたほうがいいのではないかなと思うのです。

ここで、バードストライクの防止に向けてどのような配色とするかを書いてしまうと、北海道としては配色をすることがバードストライクの防止になると言及しているように捉えられてしまうと思うので、この表現については今後考えていただいたほうがいいかなと思いました。

○事務局（石田係長） 以前にも、審議会の場で、白木委員から、方法書段階の他図書に係る審議だったかと思うのですが、目玉マーク等の彩色を環境保全措置とするのは時期尚早ではないかというようなご意見もいただいていたにもかかわらず、このような質問をしてしまい、申し訳ございませんでした。

環境省でも手引きとして一例が示されていますが、先日も目玉模様を描いた風車でもバードストライクが発生しているということがありましたとおり、効果についてはまだ不確実なところがございますので、推奨していると思われるような文言とならないよう、今後は、質問の投げかけ方について見直しを図りたいと思います。

○澁谷会長 今回の件は今後の課題ということですね。また、できるだけ最新の情報を収集していただければと思います。

○白木委員 今回の段階では、配置や規模の縮小が対策になるということで、この効果もよく分かっていないので、対策として挙げないほうがいいかなと思いました。

○澁谷会長 同じような件がこれからも多分出てくると思いますので、事務局としては、

白木委員をはじめ、事前に相談し、適切な質問をしていただければと思います。

厚田風力発電事業について、特に答申案を中心に、ほかにご質問やご意見等はございませんでしょうか。

(発言なし)

○**澁谷会長** 特に質問、ご意見等がないようですので、(仮称)北海道厚田風力発電事業環境影響評価方法書に関しては、今説明をいただいた答申文(案)たたき台のまま、知事への答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言なし)

○**澁谷会長** 特に意見等がないようですので、そのように対応いたします。

それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

続きまして、議事(5)に移ります。

本日が3回目の審議となる(仮称)宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

前回の審議において、イトウの調査方法に関して有識者からヒアリングを行った案件の継続審議となります。

まず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な3次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○**事務局(川村専門主任)** まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

最初に、図書の5ページをご覧ください。

対象事業実施区域は赤色の線で囲まれた範囲であり、灰色で塗られた箇所は道路改良等が予定された範囲とされております。

本事業では対象事業実施区域が二つの地区に分類されていまして、北側の宗谷丘陵地区は稚内市及び猿払村、南側の上幌延地区は豊富町及び幌延町に位置しています。

次に、44ページをご覧ください。

対象事業実施区域及び周囲における風力発電事業の状況を示す図ですが、既設が17事業、計画中のものが15事業存在しています。

最後に、203ページ、204ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場が示されていますが、縦線で示されている保安林が区域の大部分を占めているほか緑色またはオレンジ色で塗られた植生自然度9、植生自然度10の区域が対象事業実施区域内に存在しています。また、斜線で示されたKBAについては、宗谷丘陵地区の東側の一部、そして、上幌延地区の北側の半分以上の範囲が重複しております。

事業概要の説明は以上とさせていただきますして、続いて、資料の説明をいたします。

まず、資料5-1の方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明します。

表紙、目次とめくっていただきまして、1ページには公告の状況が記載されています。

公告は日刊新聞で行い、あわせて、市町村等のウェブサイトにお知らせを掲載したとのこ

とです。

続いて、2ページから3ページの前段にかけて、縦覧の状況が記載されています。関係自治体庁舎での縦覧のほか、インターネットの利用により縦覧を実施したとのことです。

なお、事業者ウェブサイトへのアクセス回数は1,789回、縦覧場所での縦覧者数は延べ2名とのことです。

3ページ後段から4ページ前段にかけて説明会の状況が記載されています。関係市町村において各1回開催し、延べ20名の来場があったとのことです。意見書の提出状況につきましては4ページの最終行に記載されていますが、13通の提出があり、意見総数は66件とのことです。

5ページからは方法書について提出された意見と事業者の見解が記載されていますが、意見の概要を抜粋してご紹介します。

5ページから6ページにかけてのナンバー1は、イトウへの影響を懸念する意見です。

6ページのナンバー2はKBAが対象事業実施区域に含まれていることに対する意見、ナンバー3は広範囲の自然林の伐採による影響を懸念する意見であり、7ページのナンバー5は自然環境の調査地点が不足しているとの意見が記載されています。

8ページに行きまして、ナンバー7は意見書の提出についてメールでの受付を求める意見やインターネットによる図書の公表に当たっては印刷を可能にすることなどを求める意見であり、9ページのナンバー12では累積的影響を懸念する意見が記載されております。

11ページに行きまして、ナンバー16は騒音による影響を懸念する意見、ナンバー17は、イトウだけでなく、他の魚類への影響も懸念する意見であり、水質調査項目の追加などを求める意見です。

12ページに行きまして、ナンバー18は鳥類の渡りについて適切な調査を求める意見であり、ナンバー20は魚類に係る調査地点の追加などを求める意見、ナンバー21及びナンバー22は景観について適切な調査、予測及び評価を求める意見です。

18ページに行きまして、ナンバー33はバードストライクやコウモリ類への影響を懸念する意見などが記載されており、ナンバー35は猿払村の水道水源への影響を懸念する意見などが記載されています。

21ページに行きまして、ナンバー37及びナンバー38は地域住民との相互理解に関する意見が記載されています。

最後に、39ページから公告等に関する資料が添付されていますが、説明については割愛させていただきます。

続いて、資料5-2に沿って、3次質問とその事業者回答について、前回の審議における質問を中心に抜粋して説明させていただきます。

資料5-3は、事業者から提出された回答の補足資料となりますが、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料5-2の8ページの質問番号2-13をご覧ください。

①では在来自生種を用いた復元緑化に対する見解を質問しました。これに対して、事業者から、道内在来種を用いながら復元緑化を行うことを検討するとのことであり、手法については、日本緑化工学会のガイドラインも参考にしながら計画するとのことでした。

次に、②では、2次回答①において、外来種対策として、車両アクセスとして使用する場所を定期的に草刈りすることを確認していたことに対し、最大160基分のヤードや車両アクセス路における外来種を管理することは可能なのかを質問しました。これに対して、事業者から、外来種が継続的に繁茂する状態にはならないが、外来種の繁殖まで防ぐことは難しいと考えており、草刈りに当たっては調査結果を踏まえて生育時期にも留意しながら検討するとのことでした。

続いて、15ページの質問番号3-16をご覧ください。

①では、バードストライクに係る環境保全措置の検討に当たっては、既設風力発電機に追加的に行う措置である目玉マークの設置等を優先的に検討するのではなく、まずは影響が小さくなるよう、風車配置を検討することが必要ではないか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、鳥類への影響を低減できるよう、風車配置を検討することも想定しているとのことでした。

次に、③では、2次回答⑤において環境保全措置として稼働停止は考えていないことを確認していたことに対し、どのような調査・予測結果だったとしても一時的な稼働停止の措置を考えていないのかを質問しました。これに対して、事業者から、今後の調査、予測及び評価の結果、準備書以降の審査結果及び専門家へのヒアリングの内容次第では、一時的な稼働停止を含めた環境保全措置を検討する可能性もあると考えているとのことでした。

続いて、27ページの質問番号6-4をご覧ください。

①では、イトウへのダメージが少ない調査方法である環境DNA調査により、魚類の生息状況を把握することを主な手法としないのかを質問しました。これに対して、事業者から、環境DNA調査では、個体数、生息密度、生息環境の把握や成魚・稚魚、体長等の生態情報の把握が困難であることから、捕獲調査を実施する計画とし、環境DNA調査は補足的な調査の位置づけと考えているとのことでした。

次に、②では、どのような場合に環境DNA調査を実施するのかを質問しました。これに対して、事業者から、捕獲調査及び目視観察調査でイトウの生息が確認されなかった場合、実際にその河川にイトウが生息していないのかを確認する目的として環境DNA調査で生息可能性を明らかにすることを考えているとのことでした。

次に、④では、産卵床の目視確認調査時期について、前回の審議会において専門家から産卵床は4月下旬から5月上旬につくられる等の指摘があったことを踏まえ、6月としている調査時期を早めることは検討されないのかを質問しました。これに対して、事業者から、捕獲調査については6月が適切と考えているが、目視観察調査については5月中下旬に実施を予定しており、いずれの調査についても、調査実施前に専門家へヒアリングを行

い、適切な時期に調査を実施するとのことでした。

次に、28 ページの⑥では、産卵床の位置が標高 50 メートル前後であるとの指摘があったことを踏まえ、調査地点の妥当性について質問し、⑦では、産卵床の目視確認に係る踏査範囲について、1 支流当たり、少なくとも 3 キロメートルを踏査してほしいとの指摘があったことを踏まえ、踏査範囲について質問しました。これに対する回答につきましては別添資料が示されていますので、資料 5-3 をご覧ください。

資料 5-3 の 1 ページと 2 ページには、魚類調査地点について標高が示されており、低いところでは約 10 メートル、高いところでは約 120 メートルとばらつきがあります。踏査ルートにつきましては、3 ページと 4 ページに示されておりまして、調査地点の標高が低い地点では上流方向に、調査地点の標高が高い地点では下流方向にルートが設定されています。

最後に、資料 5-2 に戻っていただきまして、39 ページの質問番号追加 6-46 をご覧ください。

①では、2 次回答において、イトウが注目種には該当しないとの見解が示されていたことに対し、前回の審議会において、事業者から、特殊性注目種として予測、評価することも考えたい旨の発言があったことなどを踏まえ、改めて注目種に該当しないのかを質問しました。これに対して、事業者から、特殊性の観点で注目種に該当する可能性があると考えているとのことでした。

なお、重要な種であることは認識しており、動物の項目の中でも他の種より詳細な調査を行うことにより差別化を図ることを想定していたとのことでした。

次に、②では、イトウを注目種に選定する場合の調査、予測及び評価手法について質問しました。これに対して、事業者から、餌資源としての魚類相の把握や昆虫類の分布、個体数及び生息環境等の事業実施による変化を推定し、事業による注目種への影響を予測及び評価することを考えているとのことでした。

簡単ではありますが、資料の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、先ほどご審議をいただいた事業と同様、委員の皆様には事業者への 4 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** では、委員の皆様からのご質問やご意見をお願いいたします。

○**松島委員** 先ほどの稚内の案件と同じですが、景観に関して、やはり、夜景への影響をもう少し検討していただけないかを質問させていただければと思います。

○**事務局（川村専門主任）** 4 次質問で対応したいと考えます。

○**澁谷会長** ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

○**澁谷会長** 今の状態だとなかなか出てこないようですが、この後、お気づきになることもあると思いますし、事務局から4次質問の依頼が行くと思いますので、その時点で気づいたことは積極的にご質問やご意見としていただければと思います。

それでは、本件についての審議は以上で終了いたします。

続きまして、議事（6）に移ります。

本日が2回目の審議となる（仮称）仁山高原風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○**事務局（川村専門主任）** まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

最初に、図書の4ページをご覧ください。

赤色の斜線で風力発電機設置予定範囲が示されていますが、対象事業実施区域は七飯町及び北斗市に位置しており、北側の森町が関係市町村とされています。

次に、動物についてですが、70ページをご覧ください。

EADASのセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュですが、対象事業実施区域の東側の一部が注意喚起レベルBのメッシュに含まれています。

次に、73ページをご覧ください。

夜間の鳥類の渡りルートですが、対象事業実施区域の周辺において渡りルートが確認されています。

次に、植物についてですが、109ページをご覧ください。

対象事業実施区域と特定植物群落が大きく重複しているほか、区域の北側は植生自然度9と重複しています。

次に、生態系についてですが、115ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場ですが、対象事業実施区域のほぼ全域が大沼鳥獣保護区内に位置しており、また、対象事業実施区域の東側の一部が大沼国定公園の第3種特別地域と重複しています。さらに、対象事業実施区域の東側にある大沼や蓴菜沼は、生物多様性の観点から重要度の高い湿地であり、ラムサール条約湿地となっております。

次に、116ページをご覧ください。

対象事業実施区域のほぼ全域が保安林となっております。

なお、保安林の種別は水源かん養保安林です。

次に、景観についてですが、119ページをご覧ください。

15か所の眺望点が示されていますが、対象事業実施区域に近接して村山公園があります。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

124ページをご覧ください。

対象事業実施区域に近接して、きじひき高原が存在しています。



最後に、住宅等の配置の概況ですが、143 ページをご覧ください。

風力発電機設置予定範囲と最寄りの住宅等の離隔距離は2.4キロメートルとなっています。

事業概要の説明は以上とさせていただきます。続いて、資料の説明をいたします。

まず、資料6-1の方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明します。

表紙、目次をめくっていただきまして、1ページには公告の状況が記載されています。公告は日刊新聞及び関係市町の広報誌で行い、あわせて、市町村等のウェブサイトにお知らせを掲載したとのことです。

続いて、2ページに縦覧の状況が記載されています。関係自治体庁舎での縦覧のほか、インターネットの利用により図書内容を公表し、意見書箱への投函者数は245名だったとのことです。

続いて、3ページには説明会の状況が記載されています。関係市町村において6回開催し、延べ51名の来場があったとのことです。

4ページの最終行に意見書の提出状況が記載されていますが、363通の提出があり、意見総数は404件とのことです。

5ページからは方法書について提出された意見の概要と事業者の見解が記載されていますが、意見の概要を抜粋してご紹介します。

5ページのナンバー1は、事業計画区域が大沼鳥獣保護区、保安林、特定植物群落と重複していることなどから、適切な評価を求める意見です。

6ページに行きまして、ナンバー4は騒音や風車の影などによる影響を懸念する意見であり、ナンバー6は鳥類や昆虫類の風車への衝突を懸念する意見です。

7ページに行きまして、ナンバー8は景観について、ナンバー9は人と自然との触れ合いの活動の場について、それぞれ調査地点の追加を求める意見などが記載されています。また、ナンバー12は、地滑りによる水環境への影響を懸念する意見などが記載されています。

8ページに行きまして、ナンバー15はラムサール条約湿地への影響を懸念する意見です。また、ナンバー16は、人と自然との触れ合いの活動の場について、アクセスルートの重複による影響を懸念する意見です。

9ページに行きまして、ナンバー20は大沼の水質への影響を懸念する意見です。

10ページに行きまして、ナンバー25は、水質に関し、調査地点の追加などを求める意見です。

14ページに行きまして、ナンバー35は、意見書の提出について、メールでの受付を求める意見やインターネットによる図書の公表に当たっては印刷を可能にすることなどを求める意見であり、また、ウェブサイトにおいて意見書用紙のダウンロードを行うことができない不具合があったことに関し、意見書を受け入れる姿勢を全く感じることができないとの意見です。

なお、不具合があったことについての事業者の対応や住民との相互理解に対する見解については、3次質問において事業者を確認したいと考えています。

15 ページに行きまして、ナンバー38 は景観の評価手法について水平見込み角による評価を求める意見です。

次に、18 ページに行きまして、ナンバー60 は説明会の追加開催を求める意見です。

最後に、68 ページから公告等に関する資料が添付されていますが、説明については割愛させていただきます。

続いて、資料 6-2 に沿って、2次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきます。

まず、3 ページの質問番号 2-8 の②をご覧ください。

緑化に関し、配合する在来種について質問するとともに、日本緑化工学会が提言しているガイドライン等を参考にすることについての見解を質問しました。これに対し、事業者からは、ヨモギ、メドハギ、ヤマハギ等の利用を想定しており、日本緑化工学会のガイドラインを参考として、資材調達について検討するとのことでした。

次に、6 ページの質問番号 3-3 をご覧ください。

夜間の鳥類の渡りに関する調査についてですが、1次回答においてサーマルカメラやサーマルスコープを用いることを確認していたことに対し、具体的な調査方法について質問しました。これに対して、事業者から、手法として確立されたものではないため、どの点に絞って当該機器を使用するかについてのほか、他の手法との併用の方法について、専門家等からの助言も踏まえた上で、現地調査において試行しながら実施することを想定しているとのことでした。

次に、22 ページの質問番号 4-26 をご覧ください。

前回の審議会における回答の確認ではありますが、昆虫類の調査について、ブレードの高さを対象とし、風況観測塔を活用した調査手法を検討されるのかを質問しました。これに対して、事業者から、風況観測塔を用いて簡易的に高高度の飛翔性昆虫類を調査する方法について検討することとし、現時点では具体的な手法がないことから、その内容を踏まえた上で実施時期についても検討するとのことでした。

次に、23 ページの質問番号 4-29 の②をご覧ください。

鳥類の調査における飛翔高度等の把握についてです。

1次質問において、地上視野が確保できていないことから、調査地点を追加することに対する見解を確認し、より視界のよい場所が確認された場合は地点の変更を行うとの回答を確認していましたが、2次質問では、そのような事例が確認されなかった場合、どのような調査により不可視部分を補完するのかを質問しました。これに対して、事業者から、高所作業車等を用いて調査する方法等を検討するとのことでした。

最後に、25 ページの質問番号追加 4-46 の2次質問の②をご覧ください。

質問番号 2-2 の1次回答において、風力発電機の基数を5基以下とすることは想定して

いないことを確認していましたが、景観に関し、地域住民等との相互理解の下に進める事業としての回避または低減策とは具体的にどのような対応を想定されているのかを質問しました。これに対して、事業者から、風力発電機の基数を少なくした場合、風車の高さが大きくなり、景観影響が大きくなることから、5基以下とすることは想定していないとのことであり、早期のフォトモンタージュによる説明を行い、ご意見を伺いながら風車配置の検討を進めることを想定しているとのことでした。

簡単ではありますが、資料の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、先ほどご審議をいただいた事業と同様、委員の皆様には、事業者への3次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からのご質問やご意見をよろしくお願いいたします。

○先崎委員 質問番号4-4のカモ類についてです。

2次質問の②の回答を読むと、結局、ほかの調査でもカモを見ますというようなことですが、実際、どのような手法でカモを対象にした調査をするのかがはっきりしないので、カモに特化した調査内容を整理してくれないかという質問をしていただけますでしょうか。

例えば、何を記録するのか、ほかの猛禽類調査のように記録項目みたいなものをしっかりと整理していただきたいと思います。

○事務局（川村専門主任） 今いただいたご意見は3次質問で対応したいと考えておりますが、具体的な質問の文言等については、後日、改めてご相談させていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○先崎委員 コメントします。

渡りのカモというのは、特に春は雪解けに合わせて北上してくるため、渡りのタイミングは年によって変わりますし、その期間はかなり短いです。それを把握することは結構大変で、努力量もそれなりに必要です。現状、そういうことが把握できる調査手法となっているのか、ちょっと分からないということがあります。

○澁谷会長 ほかにご質問等はございませんでしょうか。

○奈良委員 今回、2次質問でも景観への影響を減らすためにという主旨の質問をしていただいたのですが、改めて国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインを見ました。その中で「眺望の対象となる優れた自然の風景地が風力発電施設によって直接的に改変されることを防ぐ」とあることに対しては、直接的には改変されないだろうと思っております。ただ、そのものの改変を避けることができたとしても、「展望地からの眺望に対する支障を小さくすることが必要である」とあり、これに引っかかってくると思うのです。

図書の 278 ページに示されている可視領域からは国定公園のどこからでも見える位置で、しかも近いということが確認されます。このため、大沼国定公園からの景観に対する影響が物すごく大きいと思うので、影響をどう小さくしていく具体策があるのかを聞いていただけたらと思います。

○事務局（川村専門主任） 今いただいたご意見につきましても 3 次質問で確認していきたいと考えておりまして、具体的な質問の文言については、後日、ご相談させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○大原委員 教えていただきたいのですが、質問の 25 ページの追加 4-46 の②についてです。

風力発電機の基数を少なくした場合は風車規模が大きくなるとされていますが、このエリアでの風力発電所の出力規模が決まっていることを前提としているように思えるのですが、発電所の出力規模を見直すことは考えていないのか、とても疑問に思いました。

それを確認することは可能でしょうか。

○事務局（川村専門主任） 発電所の出力を下げることを含めて検討しないのかについて、3 次質問で確認していきたいと思います。

○大原委員 そもそも、出力が決まっているという前提で話をされると話がかみ合わないと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんでしょうか。

○松島委員 先ほどの件もそうだったのですが、意見の聴取について、メールでの回答はできないということに対してコメントが結構ついていると思うのです。

これはルールにのっとってこうしているというお話ですが、何でメールが駄目なのでしょう。これは事業者には聞かないと分からないかもしれないのですが、今どき、どんなものもメールで、パブコメだってメールで意見を聴取していますよね。それが消えてしまうからということのようですが、では、パブコメは消えてもいいのかという話になると思うのです。そこは釈然としないので、質問してもいいかなと思います。

○事務局（川村専門主任） その点も 3 次質問で確認をしたいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんでしょうか。

○松島委員 植生についてです。

シバ群落があるという話で、これから調査されると思いますが、例えば、工事跡の復元等の際に、シバ群落が見つかった場所であれば、復元に有効活用するといったことも検討していただければと思います。

ヨモギなどは背が高い植物なので、逆にシバ群落があったときにヨモギなんかが増えてしまうと被陰されてしまいますので、そこについても配慮をいただければと思います。3 次質問のときに私からもコメントしようかと思っています。よろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○大原委員 資料 6-1 を見ますと、意見が 404 件も出ているというのはとても多いと思うのですが、道庁で意見の数といいますか、統計は取っているのでしょうか。かなり多いのだなと思いながら見ていたのですが、やはり多いのでしょうか。

○事務局（川村専門主任） 個々の事業について、意見の提出数が何通で、幾つの意見があったのかを集計し、一覧表にしたものは特段ないのですが、正直、資料の厚さを見ていただいても分かるとおりに、かなり多くの意見が出てきているという印象を受けているところです。

○大原委員 多分、意見数というのは数えられる数字ですよ。それに、知事が判断をするとき、これだけの道民からの意見があるということは重要だと思いますし、かなり不安があるということを示すということも大切かなと思って伺いました。

○澁谷会長 私の記憶にある限り、多分、最も意見の多い案件かなと思いますし、これだけ多くの意見が出ていることに関し、事業者としてどう思っているのかは質問したいと思っていましたので、よろしくお願いします。

やはり、これが一般の方々の受け止め方の一つの表れだと思いますし、それに対する事業者の考え方あるいは対応の仕方は重要だと思いますので、3 次質問でお願いしたいと思います。

それでは、ほかにご意見やご質問等はございませんでしょうか。

（発言なし）

○澁谷会長 意見等がないようですので、本議事についての審議は以上で終了いたします。

それでは、ここで再び休憩を取ります。

[ 休 憩 ]

○澁谷会長 それでは、再開いたします。

続きまして、議事（7）に移ります。

本日が 2 回目の審議となる（仮称）長万部風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な 2 次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 本事業につきましては、今年の 3 月に道に送付されて、4 月 5 日付で本審議会へ諮問させていただいたものとなりまして、今回で 2 回目の審議となります。1 回目の審議から少し日が空いてしまったので、事業の概要について、図書を用い、簡単ですが、改めて説明させていただきます。

まず、図書の 3 ページをご覧ください。

本事業は、単機出力が 4,000 キロワット程度の風力発電機を 12 基設置する計画でして、総出力が最大 4 万 8,000 キロワットとなります。

区域の位置ですが、4ページと5ページにありまして、長万部町の中心部から山側の部分に位置しておりまして、図の赤色の点で示された箇所が風力発電機の設置予定位置となっております。

続きまして、区域とその周囲の概要についてです。

まず、動物からで、64ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップが載っているのですが、対象事業実施区域と隣接するメッシュは、海ワシ類の生息や集団飛来地の情報によって、注意喚起レベルが A3 となっております。

また、67ページと68ページをご覧くださいますと、ノスリの渡りルートや夜間の鳥類の渡りのルートとなっていることが分かります。

次に、92ページをご覧ください。

植物についてです。

区域内にはシラカンバーミズナラ群落やトドマツ植林地が広く分布しておりまして、区域の最奥部にある植生自然度 10 のササ群落と風力発電機設置予定位置が一部重複しているという状況です。

図書の後ろのほうに資料編がありまして、資料 3 ですが、こちらに改変区域と現存植生を重ね合わせた図がございますので、適宜、そちらもご参照ください。

次に、景観についてですが、少し飛びまして、269ページをご覧ください。

こちらは、主要な眺望点の図になるのですが、区域周辺は、長万部公園のほか、地区会館といった身近な視点場が選定されております。こちらは、ほかの図書と同様、図の紫色の部分が可視領域となっております。

次に、142ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設についてです。長万部マリア幼稚園が区域の南東部にありまして、こちらの約 3.4 キロメートルが風力発電機から最も近い場所となっております。住宅の最近接となる場所は区域内の東部にある住宅で、約 1.2 キロメートルとなっております。

次に、190ページをご覧ください。

国土防災の関係になるのですが、区域西部が崩壊土砂流出危険地区と重複しております。ちょっと戻って、185ページに保安林の図がありまして、こちらの区域内は土砂流出防備保安林が大部分を占めていることが分かります。

簡単ですが、事業概要についてはここまでにしまして、次に、資料 7-1 を使って説明させていただきます。

こちらは、事業者から送付があった本方法書への一般からの意見の概要と事業者の見解を記載した資料となっております。

めくっていただいて、1ページの(2)をご覧ください。

こちらで、公告の方法が書いてあるのですが、まず、図書の縦覧については、北海道新聞及び函館新聞に掲載したほか、インターネット、町の広報によって周知されております。

めくっていただき、2ページですが、(5)に意見書箱への投函者数の記載があるのですが、意見書箱への投函はゼロであったということですが、インターネットによる閲覧は343件あったということです。

次に、3ページをご覧ください。

説明会についてですが、本件は4月9日に長万部町で開催されておりました、10名の来場があったことが記載されております。

めくっていただき、4ページです。

意見の募集についての記載ですが、本件は3月28日から5月23日まで行われておりました、合計で3通、意見数としては32件が提出されたとのことでした。

5ページ以降にその意見の概要と事業者見解が示されておりますので、簡単に説明いたします。

まず、1通目ですが、15件の意見がありまして、環境影響評価を実施するに当たって、最新の知見及び評価手法を採用し、簡明となるような定量的方法を用いることとし、騒音、超低周波音、風車の影、水環境、動植物及び生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場に関する意見があったほか、所見とし、土地改変による土砂の流出の懸念やそれによるブナ林やササ群落への影響を懸念する意見がありました。

次に、2通目ですが、意見書でいうと8ページになります。

2通目は11件の意見がありまして、簡単に説明しますと、メールによる意見書の受付対応やアセス図書の印刷及びダウンロードの対応、また、協議会の設置を求めるなど、より一層の住民参加、合意形成を図るようなことを求める意見があったほか、アセス項目として、海鳥、騒音及び超低周波音、景観に関する意見がございました。

最後に、3通目ですが、ページでいうと10ページになります。

6件の意見がございまして、対象事業実施区域に存在する土砂流出防備保安林に関して、改変に伴う土砂の流出への懸念や天然林の伐採による森林の保水機能や土砂流出防備機能の喪失に関する意見のほか、残土置場の対象事業実施区域内の造成を避けるようなことを求める意見がございました。

資料7-1については以上といたします。

最後ですが、2次質問とその回答について、何点か説明させていただきたいと思いますので、資料7-2をご用意いただければと思います。

2ページの質問番号2-1をご覧ください。

こちらは、1次質問にて黒松内岳が環境影響を受ける範囲に含まれないと判断した理由について伺っていただき、アセスとは別に自主調査を行って、黒松内町と内容を共有する旨の回答があったので、その内容は準備書に記載される予定があるかを伺いました。これに対して、事業者から、適宜、黒松内町や北海道と相談しながら図書への掲載を検討するという回答がありました。

次に、3ページの質問番号2-6をご覧ください。

こちらは緑化に関する質問で、緑化に使用する種は基本的には在来種を想定しているということだが、在来種で使用を想定している種について、また、外来種を使う場合はその可能性のある種を確認しました。これに対して、事業者から、在来種の場合には、可能な限り、在来の中でも対象事業実施区域が立地する地域に近い産地の種子の採用を検討する、具体的な種名については、今後の調査や関係機関の協議を含めて検討となるということを考えておりました、現時点では特に種名などは示せない状況だということです。また、仮に外来種を使用する場合、侵略種ではない種の採用を検討したいと考えているが、こちらも現時点では種名等は決まっていないとのことです。

次に、5ページの質問番号3-7をご覧ください。

こちらは先ほど説明した植生自然度10の地域についてということで、準備書の段階で対象事業実施区域からの除外や改変の回避を検討すると1次回答にあったのですが、回避しない場合はあるのか、回避しない場合はどのような根拠から回避しないと判断することになるのかを伺いました。これに対して、事業者から、現地調査により自然度が高いと判明した群落については影響の回避を前提とした事業計画の策定に努める、なお、状況のいかにかわらず、自然植生の分布状況を踏まえ、より詳細な事業計画の策定を行うとのことです。また、低い自然度であったとしても、大径木や希少な草本の生息場所となっていれば、こちらは可能な限り影響を回避、低減するよう計画策定に努めるとのことです。

次に、9ページの質問番号4-1をご覧ください。

こちらは振動などに関する質問ですが、発電所アセス省令第21条では、参考項目を勘案しつつ、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、環境影響評価の項目選定を行うとされているほか、発電所に係る環境影響評価の手引があるのですが、こちらでも、個別事業の地域状況、事業内容に応じて環境影響評価項目として設定する場合の参考の手法が示されているということも踏まえ、建設機械の稼働を要因とする振動について、評価項目として選定する必要はないのか、改めて見解を伺い、近傍の民家への配慮として想定されている対応も併せて伺いました。これに対して、事業者から、通常風力発電所設置の際の工事である風力発電機ヤードの造成や管理用道路の整備の実施は想定しているということで、一般的な環境保全措置を実施することで影響は十分低減できると考えている、具体的な策は、今後、建設するときには会社との協議の上、検討するとのことですが、工事工程の調整により工事作業を平準化することを想定しているということです。

なお、本項目で粉じん等についても確認してみたのですが、同じような回答でした。

最後に、15ページの質問番号4-28をご覧ください。

こちらは前回の審議の際にも確認しているのですが、対象事業実施区域北側の部分についての質問で、侵入が困難ということで鳥類の調査としてラインセンサスの地点がないが、当該地点は植生自然度10が存在している、現状、どのような状況なのかは分からない、侵入困難な地域に対してどのように評価することを考えているのか、伺いました。これに対して、事業者から、植生自然度10の範囲については、改変を想定している区域も近くに存



在していることから、今後、調査実施までに、特に当該地点までのアクセス性を確認して調査地点及びルートを設定するとしておりまして、その上で、風力発電機の設置を検討している範囲や自然度の高い範囲には調査地点を確実に設定し、その結果によって予測及び評価を行うことが肝要であると考えていることとします。

こちらに関連して、踏査ルートを示せないかと伺っているのですが、資料 7-3 をご覧ください。事業者から動植物の踏査ルートの現段階としての案を示してもらっているのですが、こちらにも、適宜、ご確認をいただければと思います。

簡単ではありますが、本事業に係る説明は以上といたします。

なお、委員の皆様には、後日、メールにて 3 次質問の依頼をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○先崎委員 踏査ルートのことですが、やはり、北側があまりカバーできていないですね。事務局としてこの点はいかがお考えでしょうか。

○事務局（道場主任） まず、動物からですが、質問番号 4-28 で、資料 7-2 でいくと 15 ページになります。

事業者としては、今後、調査実施までに特に当該地点もアクセスがまだ確認できていないのか、当該地点までアクセスを確認してルートを設定することとしているようです。事務局としましては、事業地とするといいますか、風車を設置するのであれば、踏査ルート等を設定し、網羅してほしいなど考えていますし、今回いただいた別添資料を踏まえ、3 次質問を作成したいと考えております。

○澁谷会長 では、大原委員、お願いいたします。

○大原委員 15 ページの事業者回答についてです。

高いところを飛んでいる昆虫たちの調査について質問したところ、FIT トラップ、これは衝突板トラップですが、数メートルの高さで実施するほうが効率よく捕獲できるとなっています。しかし、私の認識とは大分違っていて、衝突板トラップの調査の方法を知ることができればと思っています。

実は、希少昆虫は、上昇気流で上がって、山の尾根や頂上など、風車のブレードに近づいていってしまうような気はするのですが、例えば、ハエやハチ、トンボやガは飛ぶのが上手なので、衝突板にぶつかっても落ちずにそのまま飛んでいることが多いのです。

FIT トラップというのは衝突板なので、ぶつかって落ちてしまうといいますが、飛ぶのが下手な昆虫たちのためのもので、対象の昆虫が違うのかと思っています。ですから、具体的にもう少し説明していただければと思います。

○事務局（道場主任） 今のご意見を踏まえて 3 次質問を作成し、FIT トラップを使ってどのような種を対象に調査する予定なのか、詳細を確認したいと思います。質問文案はこちらで作成しますので、後日、確認をよろしくお願い申し上げます。

○澁谷会長 ほかにございませんでしょうか。

○松島委員 17 ページの 4-32 の先ほどの踏査ルートに関連しての質問です。

2 次質問のところですが、踏査できず、上空からも状況が把握できなかった場合、改変区域から除外するののかといった質問に対し、実施できない範囲は施工も難しいものと考えられますので、十分検討することといたしますと書いてあります。検討だと場合によっては施工もあり得るという評価になると思うのですが、そもそも調査していないところを開発するというのは、大前提としてなしではないかと思うのです。

踏査できないということは、要は調査していないということになりますので、そこは開発区域から除外するのが大前提ではないかなと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○事務局（道場主任） 今の回答のような十分に検討することだと、仰るとおりで、場合によっては改変される可能性もあると読めてしまいますので、この点については 3 次質問でも確認したいと思えますし、実際に調査に入れないところを開発することに関してどのように考えているのかも 3 次質問で事業者に改めて確認したいと思えます。こちら事務局で文言を作成しますので、文章を確認していただきますよう、お願いします。

○澁谷会長 今のことに関連しますが、北側のほうはほとんど入らないことになっていますよね。正確な言葉は忘れましたが、ここは土砂流出防備保安林か何かになっていて、加えて、崩壊土砂流出危険地区にも接していますよね。

風車予定地は、確かに少し平らな尾根のような地形に見えるのですが、すごく細かい図なので、よく見えません。そういうところに建てることになっているのですが、土砂流出や崩壊が心配されるようなところに位置する、あるいは、そこに近接している計画になっていますので、土地の安定性のチェックをしなければいけない場所だと思います。ですから、動物や植物の調査の踏査だけではなく、保安林にもなっていますし、崩壊が心配されるような場所ですので、地形や土地の安定性の確認は当然必要です。

加えて、そんなに厳しいところで大きな部材を運べるような道路が敷設できるのかも疑問です。今までにそういう質問はしていなかったのでしょうか。

○事務局（道場主任） まず、今おっしゃっていた山地災害危険地区や保安林のことについてですが、図書で言うと 188 ページで、保安林については 185 ページにございます。確かに、この図だと地形については分かりにくいかと思います。地形図は 7 ページ、8 ページ、9 ページが見やすいので、こちらで確認をいただければと思います。ただ、この図を見てもかなり急な地形なのかなと考えております。

次に、作業路が敷設できるかについてです。20 ページに改変区域が書かれておりますが、風力発電機とヤードと新設道路を敷設する予定とあります。基本的に、区域中南部に既存道路があるということで、そちらをなぞるように敷設するとのことですが、北側に関してはそのような道路がないので、新設をするという計画になっているところ です。

そして、土石流危険溪流などが区域内に存在するということについてです。まず、回避

できなかったのかということですが、資料 7-2 の 8 ページの質問番号 3-18 で確認しています。事業者としてもそういう地域があることは確認されているようですが、今後の事業計画で詳細な現地調査、検討を行っていくという回答をもらっているところです。

ただ、それでも、現時点で踏査ルートも設定されていませんので、先ほどの指摘とも併せ、ここについてはどう考えているのかという質問はしたいと考えております。

○澁谷会長 ほかに質問等はございませんでしょうか。

○白木委員 希少猛禽類の定点観察地点の視野についてです。

資料の 4-2 の図の 3-1 です。図書の後ろのほうに資料があるのですが、ページ数が書いていません。ただ、資料の 4-2 というページです。

ここに全ての調査定点をまとめた視野図が描いてあるのですが、ピンク色のところが上空視野となっています。基本的に上空視野のところはかなり多くを占めているのですが、この上空視野というのは風車のブレードの底辺までの範囲が見えるのかどうかをまず確認したいと思います。

○事務局（道場主任） 上空視野とは書きつつも、地上の部分はどこまで見えているのかということですね。

○白木委員 そうです。少なくともブレードの底辺の部分から上までは見えていないとリスク評価ができないということが 1 点です。

もう一つ、めくっていただくと、St. 1 からの視野があって、北側の部分の視野のほとんどは St. 1 から見ているということですよ。多分、渡り調査でも St. 1 を使っていると思うのですが、通年、固定的に設置できる場所なのかも併せて確認していただきたいと思います。ここがなくなると全体の視野が抜け落ちてしまいます。

○事務局（道場主任） St. 1 自体が実際に到達可能な場所なのかということですか。

○白木委員 行けるはずだとは思いますが、通年使えるような場所であるのか、もし使えなくなるとごっそりと視野が抜けてしまいますので、そのご確認をお願いします。

○事務局（道場主任） そちらも 3 次質問で確認したいと思います。

○澁谷会長 ほかにご意見等はございませんでしょうか。

（発言なし）

○澁谷会長 特にご意見がないようですので、本議事についての審議は以上で終了いたします。

今、3 次質問に向けての意見が結構たくさん出ましたが、3 次質問の作成を事務局と委員の方はよろしく願いいたします。

続きまして、議事（8）に移ります。

本日が 2 回目の審議となる（仮称）森町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な 2 次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 関係資料は資料 8-1 から資料 8-3 までとなります。

資料の説明に入ります前に、まずは、事業の概要について簡単に振り返りをいたしたいと思います。

まず、図書の3ページをご覧ください。

対象事業実施区域が森町に位置する計画で、単機出力が4,000キロワット程度の風力発電機を最大12基設置し、最大4万8,000キロワットの出力となる風力発電所を設置するものです。

1枚めくっていただきまして、4ページ、5ページをご覧くださいますと、区域の範囲が地図上と空中写真上で示されております。現段階における風力発電機の位置についても示されております。

続きまして、区域及びその周囲の概況について説明いたします。

図書の70ページをご覧ください。

動物についてですが、環境省のEADASセンシティブリティマップが載っておりまして、こちらでは、区域と重複するメッシュは注意喚起のレベル指定はございませんが、隣接メッシュにクマタカやオオワシ、オジロワシの生息情報がございまして、注意喚起レベルのBとCに分類されているメッシュがあります。

めくって、72ページをご覧ください。区域周辺ですと、ノスリや猛禽類の渡りルートになっているほか、隣のページには夜間の渡りルートがあることも示されております。

次に、植物について、99ページをご覧ください。

現存植生図が示されておりまして、凡例が98ページ、拡大図が100ページと101ページにございます。

本事業地の区域と周辺につきましては、植生自然度7のシラカンバーミズナラ群落とトドマツ植林とカラマツ植林が主に分布しているとされておりまして、区域と重複している自然度の高い群落となりますと、区域内の河川沿いに分布しているヤマハンノキ群落がございまして。

続いて、113ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場をまとめた図となっております、対象事業実施区域と砂原鳥獣保護区及び特定植物群落が重複している図となっております。

次に、景観につきまして、117ページをご覧ください。

主要な眺望点としまして、望洋の森やハマナス台場公園、身近な視点場としては沼尻コミュニティセンター等、複数が抽出されております。また、本事業ですが、風車が駒ヶ岳の眺望に介在する地点が複数あります。

続いて、住宅等との位置関係についてですが、146ページをご覧ください。

対象事業実施区域内で、主に風車を設置する位置ではなく、恐らく道路とおぼしきところに住宅等がございまして、風力発電機に最も近い住宅等が約0.8キロメートル離れた位置にあります。配慮が特に必要な施設で最も近いのは、風力発電機の位置から約1.3キロメートルの福祉施設です。

簡単ですが、事業概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明に入ります。

まず、資料 8-1 の方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明させていただきます。

資料 8-1 の表紙と目次をめくっていただきまして、1 ページに公告や縦覧の状況が記載されております。公告については日刊新聞で行ったほか、森町と隣接する鹿部町の広報誌での案内、また、チラシ配布、事業者ウェブサイト等により周知されたとのことです。

2 ページの中ほどに縦覧者数が記載されているかと思いますが、合計で4名、インターネットでの閲覧は447件とのことです。

3 ページには説明会の開催状況が記載されております。砂原公民館の大ホールで28名の参加があったとのことです。

4 ページに意見書の提出状況が記載されております。意見書の提出は8通、意見総数が43件とのことです。

5 ページからは方法書について提出された意見と事業者の見解が記載されておりまして、一部抜粋してご紹介させていただきます。

まず、7 ページのナンバー12 の意見をご覧ください。

こちらは景観に対する影響を懸念する意見であります。風力発電機を設置した場合の景観を早期に示すことを求める意見となっております。事業者からは、現時点では示し難いものの、最終版ではないが、極力、準備書の縦覧前、2025 年度中には住民の皆様へお示しできるよう努めますと回答されております。景観に対しては、この意見のほかにも複数寄せられておりました。

続きまして、8 ページから9 ページにナンバー20 の意見がありますが、こちらは、鳥類やエゾシカなどの動物類に対する意見です。これに対して、事業者から、対象事業実施区域とその周囲の希少猛禽類や鳥類の生息状況や渡り鳥の利用状況については調査結果や専門家からの助言を踏まえて適切に予測及び評価を実施しますと回答されております。鳥類に関しましては渡りや生息に関する意見が複数出されておりました。

最後に、その下のナンバー21 の意見が植物や生態系への影響を懸念する意見となっております。これに対して、事業者から、植物相や植生の生育状況について、現地調査結果や専門家からの助言を踏まえて適切に予測及び評価をすること、風力発電機のヤードや搬入道路の造成は既存の林道を利用するという、改変面積を可能な限り最小限に抑えるとのことです。

簡単ですが、資料 8-1 についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 8-2 に沿って、2 次質問とその事業者回答についての説明に移らせていただきます。資料 8-3 もお手元にご用意をいただければと思います。

資料 8-2 の7 ページの質問番号 3-9 の①をご覧ください。

事業地や風力発電機の配置の状況を踏まえると、多くの眺望点から駒ヶ岳方向の眺望に

風車が介在することになって影響が大きくなると考えられる、風車の設置位置や事業区域の大幅な見直しが必要になると考えられるのですが、どのような環境保全措置で影響を極力回避または低減するのか、また、その方法として、風車の基数を減らしたり、事業計画を撤回したりする可能性等があるのかについて質問しました。これに対して、事業者から、今後の現地調査によって、各地点の主要な眺望方向や利用状況を確認するとともに、各地点からの地形や樹木等での遮蔽を考慮した風力発電機の見え方を予測した上で、極力、風力発電機が駒ヶ岳の景観を阻害しないような配置の再検討を行い、影響を回避、極力低減するよう努めるとのことです。必要に応じて基数を減らすなどの事業計画の見直しも検討するとのことでした。

続いて、資料の 10 ページの質問番号 3-17 の①をご覧ください。

事業実施区域は、火山である駒ヶ岳の山麓に位置しまして、過去の噴火に伴う火山砕屑物が堆積しているため、降雨等で浸食されやすく、筋状に深く浸食された谷も多数見られるということで、火山砕屑物の下流への流出を防ぐため、砂防ダムや床固工が多数設置されておりますので、風力発電機の設置だけでなく、工事道路等についても想定外の土砂の生産につながることはないよう対応が必要であると考えられるところではございますが、現時点でどのような対応が想定されるのかを質問しました。これに対して、事業者から、工事道路の計画時には、工事用道路に流入する雨水を低減するため、排水勾配を考慮し、のり肩あるいは側溝に雨水といを設置するということです。また、施工中の降雨に伴う土砂流出を抑制するためには、盛土のり尻に土砂流出防止柵の設置や調整池の設置を検討するといった回答を得ております。

続きまして、資料 11 ページの質問番号 4-2 の①をご覧ください。

渡り鳥の調査について、1 次質問の①の回答で、影響評価を行う際にはサンプリングしたデータを用いて統計モデル等を利用した解析を行うとしておりましたが、具体的にどのようなサンプリングデータを使い、どのような手法で統計解析を行うのか、また、どのような解析結果であれば安全側を見た評価を行うことができるのか、具体的な説明をするように求めました。これに対して、事業者から、通過するコースなどは、地形を踏まえたルートを少なくとも渡り鳥の個体が確認された範囲で、地形や植生などの地形的な環境要因を網羅的に整備されているデータ等により、GLM 等の解析モデルを用いて予測を行い、解析に当たっては環境要因間の相関や個々の寄与率なども踏まえて予測、評価を行うことを検討しているとのことです。また、解析結果は何をもって安全側となるかについては引き続き検討が必要であると考えるが、少なくとも解析上予測されるミクロな範囲での主要な渡り鳥のルートが風力発電機の設置及び回転域と重複していないことが重要であると考えているとの回答を得ております。

最後になりますが、資料の 16 ページと 17 ページの質問番号 4-20 の①と質問番号 4-24 におきまして、動物の観察調査等や植物相の目視観察調査等における踏査ルートが不明であるということで、具体的なルートを質問しました。これに対して、事業者から、先ほど

の長万部の案件と同様ですが、資料の提出がございまして、資料 8-3 の 2 ページに動物の調査位置が、裏返して 3 ページに植物の踏査ルート案が示されております。長万部の案件と同様、現時点での想定であるため、実際はさらに詳細に調査できるよう留意して実施してまいりますという回答でした。

本事業についての説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 3 次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。メールにて依頼させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、皆様からのご質問やご意見をよろしくお願いいたします。

○**大原委員** 16 ページの質問番号 4-20 についてです。

前回と同じですが、FIT トラップでの効果については私の意見とちょっと違うので、詳しい方法なり、取れる対象の昆虫についてももう少し詳細な回答をいただけますよう、お願いします。

○**事務局（下田主事）** 先ほどと同様、質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** ほかにございませんでしょうか。

○**奈良委員** ここの位置は、大沼公園の裏側で、駒ヶ岳が国定公園の中に入っていて、まちからの見上げだけではなく、駒ヶ岳からの見下ろしといたしますか、国定公園側からの景観にも大きな影響を及ぼすと思うのですが、それに関してどのように考えているか、景観への影響を小さくする方法を具体的に教えていただきたいなと思います。

そして、230 ページの可視領域のことです。

これは 7 万分の 1 の地図ですが、もっと大きくすると、かなり広い範囲から見られると思いますので、もっと大きなといたしますか、縮尺の広い範囲が見える絵を作成していただけたらと思います。

○**事務局（下田主事）** 1 点目の、まちからだけではなく、山からの眺望もということについてです。278 ページから 280 ページに景観の調査位置ということでの図面等が示されておりまして、駒ヶ岳の馬の背という場所については、不可視であるということで、調査地点から外されております。

すみません、詳しくないのですが、駒ヶ岳を登ったときに見える眺望などがあつたら、そこからの見え方を示したほうがいいのかという意見でよろしいですか。

○**奈良委員** 実際に駒ヶ岳の北側も国定公園に指定されている範囲になっているので、そちらからということのイメージでお願いします。

○**事務局（下田主事）** かしこまりました。

また、2 点目のもうちょっと広い図でということについてです。

確かに、提示をいただいた 230 ページは 7 万分の 1 の縮尺ですが、279 ページだと 15 万分の 1 の縮尺です。垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲は途切れずに網羅できているかなとは思いますが、もうちょっと広い範囲のものということですか。

○奈良委員 私の感覚ですが、ここに何か建つと、かなり遠くから見えるなと思っています。確かに数字で表すとそうかもしれないのですが、広い範囲に影響するなという感覚があるものですから、もっと広い範囲のものがあるといいかなということですか。

○事務局（下田主事） 確かに、この範囲よりもっと遠くといいますか、国道を走っていてもよく見えますので、そういったところからの景観といいますか、もっと広い範囲から見えるのではないかということからもうちょっと広い図があればいいというご意見ですか。

○奈良委員 そうです。

○事務局（下田主事） かしこまりました。

文言については後ほどメールにて確認させていただきますが、3 次質問にて質問させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○澁谷会長 ほかにございませんでしょうか。

（発言なし）

○澁谷会長 ほかに意見がないようですので、本議事についての審議は以上で終了いたします。

それでは、本日最後の案件となります議事（9）に移ります。

本日が 2 回目の審議となる（仮称）木古内風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な 2 次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 木古内の事業については、先ほど説明しました長万部の案件とほぼ同時期に提出されたものになります。こちらが 3 月に道に送付され、4 月 5 日付で長万部の案件と一緒に本審議会へ諮問させていただいておまして、こちらが 2 回目の審議となります。ただ、先ほどと同様、前回審議から期間が空いてしまっているので、事業概要を簡単に説明したいと思います。

まず、図書を用いて説明しますので、水色の図書の 3 ページをご覧ください。

本事業は、単機出力 4,000 キロワット程度の風力発電機を 12 基設置する計画で、総出力は 4 万 8,000 キロワットとなっております。

区域位置は次のページに書いてあるとおりで、木古内町と上ノ国町の境界付近に位置していきまして、赤色の点で示された箇所が風力発電機設置予定位置となっております。

次に、24 ページをご覧ください。

こちらに周辺他事業について書いているのですが、本事業の 10 キロメートルほど南に先月まで審議しておりました知内風力発電事業があるほか、本図には提出された日付の都



合でまだ記載されていないのですが、今日の議事（3）で審議しました焼山風力発電事業と事業区域が重複しております。

続きまして、区域及びその周囲の概況ということで、まず、動物について、62ページをご覧ください。

こちらは、コウモリの分布情報です。区域の北西側の約5キロメートル離れた場所になるのですが、コヤマコウモリの分布情報があるほか、隣がEADASのセンシティブティマップの図になります。区域と隣接するメッシュがクマタカやオジロワシの生息情報によって注意喚起レベルがB及びCとなっておりますが、区域自体には注意喚起メッシュは特に示されておりません。

また、67ページをご覧くださいますと、ノスリの春季の渡りルートとなっている可能性があることが図から読み取れます。

次に、植物についてですが、91ページ及び94ページをご覧ください。

91ページは現存植生図で、94ページが植生自然度の図になります。区域内は、チシマザサブナ群団やトリアシショウマーミズナラ群集、また、植林地がそれぞれ分布しておりまして、一部の風車が植生自然度9のチシマザサブナ群団の区域と重複しております。

こちらの図書についても、後ろの資料編に改変区域と現存植生を重ね合わせた図がありますので、適宜、そちらもご参照ください。

次に、景観についてということで、また飛びまして、258ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点となるのですが、図書に書いてあるのは、大川林業研修センター以外は対象事業実施区域とはある程度の離隔距離があります。このページではないのですが、瓜谷ダム湖といった景観資源が区域周辺に存在しています。

次に、ちょっと戻りまして、134ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設についてということで、区域及びその周辺にはそのような施設は存在しておらず、住宅の最近接となる場所は区域南部にある住宅がありまして、こちらは風車から約0.8キロメートルの距離に存在しております。

最後に、173ページをご覧ください。

こちらは国土防災関係の図になるのですが、区域内に崩壊土砂流出危険地区や山腹崩壊危険地区が存在しています。戻りまして、170ページに保安林の図がございまして、対象事業実施区域のほとんどが水源かん養保安林となっており、一部、土砂流出防備保安林となっております。

簡単ですが、事業概要については以上といたします。

次に、資料に移りますが、まず、資料9-1をご覧ください。

こちらは、事業者から送付があった方法書の一般からの意見の概要、事業者見解を記載した資料となっております。

まず、1ページの（2）をご覧ください。

こちらは公告の方法が載っているのですが、図書の縦覧については北海道新聞及び函館

新聞に掲載したほか、インターネットと町の広報によって周知されております。

ページをめくりまして、2ページの(5)ですが、意見書箱への投函者数が書いてあります。意見書箱への投函は、木古内町役場で1名だけあったということです。また、インターネットによる閲覧は401件あったということです。

3ページですが、意見の募集についてで、3月26日から5月21日まで行われており、合計4通、30件の意見が提出されております。

4ページ以降にその意見の概要と事業者見解がありますので、主なものを抜粋して説明いたします。

まず、1通目ですが、14件の意見がございまして、環境影響評価を実施するに当たって、最新の知見及び評価手法を採用し、簡明となるような定量的方法を用いることとし、騒音、超低周波音、風車の影、水環境、動植物及び生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場に関する意見があったほか、所見としまして、土地改変による土砂の流出の懸念やそれによる水質汚濁や漁業への影響を懸念するといった意見となっておりました。

次に、2通目ですが、ページでいうと7ページになります。

こちらでは1件の意見がございまして、土砂流出を懸念する意見であり、保安林と重複しており、事業適地と言えるのかといった意見となっておりました。

その下は3通目になるのですが、こちらは合計10件の意見となっておりまして、メールによる意見書の受付対応、アセス図書の印刷、ダウンロードの対応、また、協議会を設置してほしいということ、より一層の住民参加、合意形成を図ることを求める意見があったほか、アセス項目としては、海鳥、騒音及び超低周波音、景観に関する意見、また、保安林であり、植生自然度9の自然林が含まれていることから、このような場所で建設すべきではない旨の意見がございました。

4通目は、9ページになりますが、5件の意見がございまして、土砂災害、森林の保水機能及び土砂流出防備機能の喪失、生態系の攪乱のおそれがあるとして、地滑り地形や山地災害危険地区など、土砂流出に関する意見で、伐採や土地改変を避けるべき意見となっております。

資料9-1については以上といたしまして、最後に、2次質問とその回答について何点か説明いたします。

先ほど話した森町や長万部の事業と同様の質問や回答もございしますが、本地域に関する質問を中心に説明したいと思います。

まず、資料9-2の2ページの質問番号2-4をご覧ください。

こちら、長万部の案件のときにもお話ししたような緑化に使用する種について確認しているのですが、こちらは、在来種の場合には、可能な限り、在来種の中でも対象事業実施区域が立地する地域に近い産地の種子の採用を検討するというので、過去の事例ではあるのですが、森林管理署や営林署から早期の緑化を求められ、やむを得ず外来種を使用したというケースもあるので、状況や指導の内容によっては外来種の使用も否定できない

というような回答をもらっております。

同じページの質問番号 2-12 です。こちらでも外来植物に関する質問をしております、新設道路造成の際の外来種拡散防止策ということで、今後、具体的な対策等を工事会社と協議の上、検討すること、調査においては靴底や衣類の清掃といった対策を検討しているということ、本事業の実施により侵略的外来種が定着してしまった場合は風力発電機設置後において抜き取り等の措置を検討しているとのことです。

次に、3 ページの質問番号 2-15 をご覧ください。

一番下の項目になります。

本方法書の公表後に、区域が重複しているというのは、先ほど審議した焼山風力発電事業が公表されたことによる質問で、累積的影響評価は実施するのかを伺っているのですが、別事業の事業者より予測諸元の使用及び図書への掲載について許可が得られれば累積的な影響の予測を実施するが、得られなかった場合や別事業の事業者より許可が下りないといった場合には累積的な影響の予測対象とはしないというような回答をもらっております。

次に、4 ページの質問番号 2-9 をご覧ください。

こちらは、植生自然度の高い区域や将来的に自然植生に戻ると想定される植生自然度 8 の区域に関する取扱いについて質問をしております、現地調査により、自然度が高いと判断した群落については、回避を前提とした事業計画の策定に努めること、植生自然度 8 に関しては、今後実施する調査の中で、どのような段階の植生であるかは把握した上で、自然植生に戻ろうという状態を壊さないような配慮に努めるとのことです。

次に、8 ページの質問番号 3-18 をご覧ください。

この地域は、地質の話ですが、地滑りが起きやすいとされる泥岩で、地形図を見ても、過去に地滑りを起こしたと考えられる地形が多数見られるということで、同じ場所が再び地滑りしたり、過去に地滑りした部分の上のほうでさらに拡大するような形で地滑りすることもあるので、現地踏査や航空レーザ一測量によって現地の詳細な地形を把握したり、防災科学技術研究所で公表している地滑りの地形分布図などを参照するなどして、こうした危険な場所を的確に避けるよう計画するよう指摘しております、事業者からも危険箇所を的確に避けるように計画する旨の回答をいただいております。

次に、12 ページの質問番号 4-20 をご覧ください。

こちらは、1 次回答で一部集水域が網羅されていないことは支障とはならないと考えておりますと回答があったので、そのように判断することの妥当性や根拠、また、集水域が網羅されていない範囲において土地の改変が想定されているのかということを確認し、事業者からは、現時点で、改変に伴って排水を流さない計画である流域では調査地点は設定していないということで、北側の一部集水域が網羅されていない流域に近い位置にある風車の沈砂池からは、峠沢川、ヨビタラシ川及びヤコベ沢への集水域方向へ排水することによって、鯰川への濁水流入の影響を回避することが可能であると考えているという回答をもらっております。

また、発電所に係る環境影響評価の手引では、調査地点について、排水の可能性のある流域毎に支流、水の流れる沢、利水状況及び予測手法等を考慮した適切な地点とするとされているので、こちらにあるヨビタラシ川の調査地点について、木古内川に合流する直前に調査地点を追加する必要はないか、または、このヨビタラシ川が木古内川に合流する直前にアクセス可能な地点がない場合には、木古内川においてヨビタラシ川合流地点より下流であり、かつ、吉堀川が合流する地点よりも上流の範囲に調査地点を追加する必要はないかということで事業者の見解を伺っているのですが、事業者からは、今後計画する造成計画において、対象事業実施区域に含めた道幅が比較的広い道路も、大規模な拡幅工事を行う場合には、水質の調査地点をヨビタラシ川が木古内川に合流する直前、または、その合流地点よりも下流であり、かつ、吉堀川のほうの合流する地点よりもさらに上流の範囲に水質の調査地点を変更するというようなことを検討しているという回答をもらっております。

最後に、14 ページの質問番号 4-26 をご覧ください。

こちらは、専門家ヒアリングで渡りのピークを捉えることが最も重要であることが指摘されていまして、そのような渡りの状況を把握できる調査手法を採用する必要があるということで、暗視機器を活用し、どのような状況を把握するのかと伺っていまして、現地調査によって科レベルの個体数や軌跡、飛翔方向を確認することを目的として、飛翔ルートの把握に努めるとの回答をもらっております。

また、地上の物理環境の選好性をモデリングするためには、環境要因の範囲を適切に把握したり、要因間の相関の有無が分かるような調査デザインとする必要があると考えるが、具体的にどのようなデータを使って、どのような手法で統計解析を行うのか、また、どういう解析結果であれば、安全側を見た評価を行うことができるのかを具体的に伺っているのですが、地形等を踏まえたルートを、少なくとも渡り鳥の個体が確認された範囲で、地形や植生などの地形的な環境要因を網羅的に整備されているデータ等を使って、GLM 等の解析モデルを用いて予測を実施して、解析に当たっては、環境要因間の相関の個々の寄与率も含めて予測、評価を行うことを検討しているということで、何をもちいて安全側となるかについては引き続き検討が必要であると考えているが、少なくとも解析上予測されるミクロな範囲での主要な渡り鳥ルートが風力発電機の設置及び回転域と重複していないということが重要であると考えていると回答をもらっております。

Q&A の紹介は以上となります。

先ほどの 2 事業同様、本事業に関しても踏査ルートを示せないかと伺いまして、事業者からは、資料 9-3 にて、別添資料のとおり、踏査ルートの想定ルートを示してもらっているので、適宜、ご確認ください。

簡単ではありますが、本事業に係る説明は以上となります。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ご質問や意見をお願いいたします。

○松島委員 最後の踏査ルートの件についてです。

新しく出していただいた資料を拝見しますと、ルートに含まれていない風力発電機の予定地がここにあるのですが、どういう調査をされることになるのか、事務局で何か把握していればお願いします。

○事務局（道場主任） 先ほどの2事業と同様、現段階で想定しているもので、事業者としても、今後、改変箇所を網羅できるよう、現地を見ながら設定していくという回答はもらっているところですが、いただいた踏査ルートだけでは踏査されないとも見えてしまうので、実際にどういう調査をするのかは改めて聞いてみたいと思っています。

○澁谷会長 一般からの意見の中で地滑り地形であるというものが随分ありますよね。図書を見ますと、保安林もそうですが、土砂流出や崩壊の網がかかっているようです。このことについて1次質問や2次質問では質問していましたか。

○事務局（道場主任） 想定区域にもそのようなものが含まれているということで、災害防止に係る対策の検討状況がどうなのかについて、資料の8ページの質問番号 3-18 で聞いております。

先ほど紹介した2次質問の上のほうで確認はしているのですが、現時点の計画ではそういったところは含めない方向で検討しているとのこと。また、今後、関係機関とも協議し、そういった危険地区からは一定の離隔距離を取る必要などがある場合であれば、風車の配置変更も視野に入れて計画しているという意見をもらっております。

②については、桂委員からもご指摘いただいていたものかと思います。

○澁谷会長 分かりました。

ほかに何かございませんでしょうか。

（発言なし）

○澁谷会長 今、ここではご質問等はないようですので、この議事については取りあえず終了といたしますが、事務局から3次質問の依頼が行くと思います。そのときにご質問やご意見等をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもって本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 皆様、長時間のご審議、誠にありがとうございました。

今日は、9本という多くの案件の審議を行っていただき、皆様から様々なご質問をいただきました。審議が続くものについては、今、会長からお話もありましたが、次のQ&Aにおいて事業者からきちんと回答を得ようと思いますので、文言の作成について、それぞれご協力をお願いいたします。

また、一部、事務局に対してもご意見をいただきました。それについては事務局でしっかりと対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、次回以降の審議会の日程についてです。

既に日程調整をさせていただいておりますが、次回の第5回を8月28日水曜日、第6回

を9月20日金曜日、第7回を10月28日月曜日にそれぞれ予定しておりますので、お忙しいところを申し訳ありませんが、ご予定の確保をよろしくお願いいたします。

### 3. 閉 会

○澁谷会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。

以 上